

令和6年（2024年）

第1回定例会

# 議案の内容

町田市議会事務局調査法制係

042-722-3111  
内線 4717・4718

第1版 2024.2.15 調製



## 令和6年(2024年)第1回町田市議会定例会日程一覧表

- ※2月15日(木) 告示 議案配付 議会運営委員会  
 ※2月19日(月) 正午 一般質問通告締切  
 ※2月19日(月) 午後2時～午後5時 一般質問打ち合わせ  
 2月20日(火) 午前10時～午後5時

月	日	曜日	会議種別	摘要	備考
2	22	木	本会議 議会運営委員会	令和5年度包括外部監査の結果報告書の説明について 報告第1号～報告第4号 第18号議案、第46号議案 } 提案理由説明 一質疑 一表決 第1号議案～第7号議案 } 議長の選挙 副議長の選挙 一部事務組合議会議員の選挙	請願・陳情受付締切 午後5時
	23	金			
	24	土			
	25	日			
	26	月	本会議	議長の選挙 副議長の選挙	
	27	火	本会議	一部事務組合議会議員の選挙	
	28	水	本会議 議会運営委員会	市長の施政方針 第38号議案 } 提案理由説明 一質疑 一表決 第8号議案～第17号議案、 第19号議案～第37号議案、 第39号議案～第45号議案 } 提案理由説明 第47号議案 }	
	29	木	議案説明会		
	3	1	金	全員協議会	
2		土			
3		日			
4		月	議事整理		
5		火	議事整理		
6		水	議事整理		
7		木	議事整理		
8		金	議事整理		
9		土			
10		日			
11		月	本会議 議会運営委員会	第15号議案～第17号議案、 第19号議案～第37号議案、 第39号議案～第45号議案 } 質疑 一付託 第47号議案 } (代表・個人) 第8号議案～第14号議案 } 請願及び陳情の付託報告	議員提出議案提出締切 午後零時50分

月	日	曜日	会議種別	摘 要	備 考
3	12	火	常任委員会	総務・健康福祉	
	13	水	常任委員会	総務・健康福祉	
	14	木	常任委員会	文教社会・建設	
	15	金	常任委員会	文教社会・建設	
	16	⊕			
	17	⊖			
	18	月	常任委員会	常任委員会予備日	
	19	火	本 会 議	一般質問	
	20	⊖			
	21	木	本 会 議	一般質問	委員会提出議案提出締切 午後零時50分 即決請願・委員会提出の 議員提出議案提出締切 午後零時50分
	22	金	本 会 議	一般質問	
	23	⊕			
	24	⊖			
	25	月	本 会 議	一般質問	
	26	火	本 会 議	一般質問	
27	水	本 会 議 議会運営委員会	常任委員会審査報告 議員提出議案 請願及び陳情の付託報告	質疑 — 表決 提案理由説明 — 質疑 — 表決	

令和6年第1回定例会は、2月22日（木）に招集され、3月27日（水）までの35日間の会期で開かれます。

審議される案件は、予算14件、条例23件、その他が14件の予定です。

予算案は、令和5年度（2023年度）町田市一般会計補正予算（第10号）など、条例案は、町田市非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び町田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例などが審議される予定です。

### ◆ 議案の内容 ◆

- |        |   |
|--------|---|
| 第1号議案  | 令和5年度（2023年度）町田市一般会計補正予算（第10号）          |
| 第2号議案  | 令和5年度（2023年度）町田市国民健康保険事業会計補正予算（第3号）     |
| 第3号議案  | 令和5年度（2023年度）町田市介護保険事業会計補正予算（第3号）       |
| 第4号議案  | 令和5年度（2023年度）町田市後期高齢者医療事業会計補正予算（第3号）    |
| 第5号議案  | 令和5年度（2023年度）町田市鶴川駅南土地区画整理事業会計補正予算（第2号） |
| 第6号議案  | 令和5年度（2023年度）町田市下水道事業会計補正予算（第2号）        |
| 第7号議案  | 令和5年度（2023年度）町田市病院事業会計補正予算（第1号）         |
| 第8号議案  | 令和6年度（2024年度）町田市一般会計予算                  |
| 第9号議案  | 令和6年度（2024年度）町田市国民健康保険事業会計予算            |
| 第10号議案 | 令和6年度（2024年度）町田市介護保険事業会計予算              |
| 第11号議案 | 令和6年度（2024年度）町田市後期高齢者医療事業会計予算           |
| 第12号議案 | 令和6年度（2024年度）町田市鶴川駅南土地区画整理事業会計予算        |
| 第13号議案 | 令和6年度（2024年度）町田市下水道事業会計予算               |
| 第14号議案 | 令和6年度（2024年度）町田市病院事業会計予算                |

**第 1 5 号議案 町田市非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び町田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例**

※地方自治法の改正に伴い、会計年度任用職員に対し勤勉手当を支給するため、2本の条例を一括し、所要の改正をするものです。

**第 1 6 号議案 町田市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例**

※地方自治法施行令の改正に伴い、関係する規定を整理するため、所要の改正をするものです。

**第 1 7 号議案 町田市個人番号及び特定個人情報の利用等に関する条例の一部を改正する条例**

※行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、関係する規定を整理するため、所要の改正をするものです。

**第 1 8 号議案 町田市手数料条例の一部を改正する条例**

※戸籍法の改正等に伴い、関係する規定を整備するため、所要の改正をするものです。

**第 1 9 号議案 町田市障がい者差別をなくし誰もがともに生きる社会づくり条例**

※障がいを理由とする差別の解消に関し必要な事項を定め、全ての人が、障がいの有無にかかわらず、互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に寄与することを目的として、制定するものです。

**第 2 0 号議案 町田市国民健康保険条例の一部を改正する条例**

※国民健康保険財政の健全化を図ることを目的として、第6期町田市国民健康保険事業財政改革計画に基づき、国民健康保険税の税率及び税額を改定するため、所要の改正をするものです。

**第 2 1 号議案 町田市介護保険条例の一部を改正する条例**

※第9期町田市介護保険事業計画に基づき、2024年度から2026年度までの第1号被保険者の介護保険料を改定するため、所要の改正をするものです。

**第 2 2 号議案 町田市介護保険給付費準備基金条例の一部を改正する条例**

※時限的な基金の積立額について、所期の目的を達成したため、所要の改正をするものです。

**第 2 3 号議案 町田市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例**

※厚生労働省令の改正に伴い、関係する規定を整備するため、所要の改正をするものです。

**第 2 4 号議案 町田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例**

※厚生労働省令の改正に伴い、関係する規定を整備するため、所要の改正をするものです。

**第 2 5 号議案 町田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例**

※厚生労働省令の改正に伴い、関係する規定を整備するため、所要の改正をするものです。

**第 2 6 号議案 町田市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例**

※厚生労働省令の改正に伴い、関係する規定を整備するため、所要の改正をするものです。

**第 2 7 号議案 町田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例**

※内閣府令の改正に伴い、関係する規定を整備するため、所要の改正をするものです。

**第 2 8 号議案 町田市屋外広告物条例**

※東京都から屋外広告物等に係る条例の制定に関する権限の移譲を受け、屋外広告物等について市独自の規制等を行い、地域特性を活かした良好な景観を形成すること等を目的として、制定するものです。

**第 2 9 号議案 町田市景観条例の一部を改正する条例**

※「町田市景観計画」の改定及び街づくり等に関する審議会の一元化にあわせて、関係する規定を整備するため、所要の改正をするものです。

**第 3 0 号議案 町田市街づくり景観審議会条例**

※「街づくり」「景観」「屋外広告物」の3つの分野に係る事項を調査審議する「町田市街づくり景観審議会」を設置し、市の街づくり及び景観づくりを総合的に推進するため、制定するものです。

**第 3 1 号議案 町田市住みよい街づくり条例の一部を改正する条例**

※街づくり等に関する審議会の一元化にあわせて関係する規定を整理するとともに、「街づくりアドバイザー」の派遣対象を拡大するため、所要の改正をするものです。

**第 3 2 号議案 町田市立公園条例の一部を改正する条例**

※町田えびね苑を市立公園に位置付け、より一層の活用を図るため、及び市立公園の開園期間等を定めるため、所要の改正をするものです。

**第 3 3 号議案 町田市緑地保全基金条例の一部を改正する条例**

※基金を充てることのできる事業の範囲を拡大するため、所要の改正をするものです。

**第 3 4 号議案 町田市立学校設置条例の一部を改正する条例**

※本町田地区及び南成瀬地区における小学校の統合に伴い、所要の改正をするものです。

### **第 3 5 号議案 町田市学童保育クラブ設置条例の一部を改正する条例**

※本町田地区及び南成瀬地区における小学校の統合にあわせて、学童保育クラブの名称と位置を変更するため、所要の改正をするものです。

### **第 3 6 号議案 町田市立小学校等の学校給食費に関する条例の一部を改正する条例**

※町田市立中学校において段階的に全員給食を実施することに伴い、学校給食費の公会計化の対象を拡大するため、所要の改正をするものです。

### **第 3 7 号議案 町田市生涯学習審議会条例の一部を改正する条例**

※社会教育委員を廃止し、その職務を町田市生涯学習審議会に統合するため、所要の改正をするものです。

### **第 3 8 号議案 東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約**

※2024年度及び2025年度の後期高齢者医療保険料の軽減に係る経費を各市区町村の一般財源から負担金として支弁するため、規約の変更をするものです。

### **第 3 9 号議案 忠生732号線（尾根緑道）道路改良工事（その4）請負契約**

※町田市道忠生732号線（尾根緑道）において、歩行者等の安全を確保するため車道及び歩道の整備をする工事請負契約を締結するものです。

### **第 4 0 号議案 鶴川駅北口広場デッキ整備工事請負契約**

※鶴川駅周辺再整備基本方針に基づき、駅南北の連絡性を向上させるため、鶴川駅北口広場デッキを整備する工事請負契約を締結するものです。

### **第 4 1 号議案 町田都市計画事業鶴川駅南土地区画整理事業に関する業務委託変更契約**

※町田都市計画事業鶴川駅南土地区画整理事業区域内全域の無電柱化及び雨水調整池の構造強化等に伴い、2021年4月に公益財団法人東京都都市づくり公社と締結した「町田都市計画事業鶴川駅南土地区画整理事業に関する業務委託契約」の契約額を変更するものです。

### **第 4 2 号議案 市道路線の認定について**

※開発行為に伴い築造された道路、私道移管事業に伴い移管された道路及び今後整備予定の鶴川駅南口アクセス道路を市道として認定するものです。

### **第 4 3 号議案 市道路線の廃止について**

※道路として機能のない路線を廃止するものです。

### **第 4 4 号議案 町田市と川崎市が重複して路線を認定する道路の管理の協議について**

※町田都市計画事業鶴川駅南土地区画整理事業において整備する鶴川駅南口駅前広場へ接続するアクセス道路の整備に伴い、町田市と川崎市が重複して路線を認定する道路について、管理の方法を協議する前に、両市議会での議決が必要であるため、議会の議決を求めるものです。



#### 第45号議案 包括外部監査契約の締結について

※2024年度の包括外部監査契約を締結するものです。

#### 第46号議案 権利の放棄について

※市が有する未収債権のうち、債務者の破産により請求権を行使できないもの、及び、債務者の死亡により請求権行使に実効性がないものについて、権利の放棄をするものです。

#### 第47号議案 町田市表彰条例に基づく一般表彰の同意方について

※2024年一般表彰の対象者について、議会の同意を求めるものです。

#### 【報告承認案件】

- 報告第1号 令和5年度（2023年度）町田市下水道事業会計補正予算の専決処分の承認を求めることについて
- 報告第2号 野津田暖沢前ふるさとの森における物損事故に係る損害賠償額の専決処分の承認を求めることについて
- 報告第3号 薬師池北ふるさとの森における物損事故に係る損害賠償額の専決処分の承認を求めることについて
- 報告第4号 成瀬うさぎ谷戸公園における物損事故に係る損害賠償額の専決処分の承認を求めることについて

令和5年度（2023年度）

3月補正予算

## 3月補正予算の概要

国は2023年12月に総合経済対策として低所得者支援及び定額減税を補足する給付を行うことを示しました。これを受け、3月補正では、国の交付金を活用して、住民税均等割のみ課税世帯へ10万円を給付するとともに、住民税の均等割非課税世帯と均等割のみ課税世帯に対して18歳以下の子ども1人あたり5万円を給付します。

また、定額減税しきれないと見込まれる方への調整給付を実施します。

さらに、小学校の給食調理室の空調設備等の改修を一部前倒して実施します。

その他、一般会計、特別会計事業の執行見込み等に合わせた事業費の補正を行います。

一般会計	9億9,392万7千円
特別会計	△16億6,579万4千円
計	△6億7,186万7千円

### 一般会計補正予算の主な内容

#### 1 物価高騰に対する生活者支援のために

- 低所得者支援給付金事業（均等割のみ課税世帯・子ども加算） 8億2,090万円
- 定額減税を補足する給付金支給事業（調整給付） 30億4,522万円

#### 2 将来を担う人が育つまちづくりのために

- 小学校給食調理室改修事業 7,650万円

#### 3 その他

- 新型コロナウイルス予防接種事業 △9億209万円
- 新たな学校づくり推進事業（債務負担行為の期間変更） 0円

### 特別会計の補正額

- 国民健康保険事業会計 △2,864万円
- 介護保険事業会計 △3億5,096万円
- 後期高齢者医療事業会計 △1億6,150万円
- 鶴川駅南土地地区画整理事業会計 △262万円
- 下水道事業会計 △3億3,384万円
- 病院事業会計 △7億8,822万円

## 2023年度3月補正 会計別予算構成表

(千円)

区 分		補正前の額		補 正 額	計		
			構成比(%)			構成比(%)	
一 般 会 計		187,070,031	58.2	993,927	188,063,958	58.7	
特 別 会 計	国 民 健 康 保 険 事 業 会 計	42,859,618	13.3	△ 28,644	42,830,974	13.4	
	介 護 保 険 事 業 会 計	39,921,139	12.4	△ 350,957	39,570,182	12.3	
	後 期 高 齢 者 医 療 事 業 会 計	13,581,230	4.2	△ 161,504	13,419,726	4.2	
	鶴 川 駅 南 土 地 区 画 整 理 事 業 会 計	437,862	0.1	△ 2,623	435,239	0.1	
	下 水 道 事 業 会 計	19,481,198	6.1	△ 333,842	19,147,356	6.0	
	収 益 的	12,281,640	3.8	△ 26,141	12,255,499	3.8	
	資 本 的	7,199,558	2.2	△ 307,701	6,891,857	2.2	
	病 院 事 業 会 計	17,850,132	5.6	△ 788,224	17,061,908	5.3	
	収 益 的	16,174,706	5.1	△ 768,717	15,405,989	4.8	
	資 本 的	1,675,426	0.5	△ 19,507	1,655,919	0.5	
	小 計	134,131,179	41.8	△ 1,665,794	132,465,385	41.3	
	合 計		321,201,210	100.0	△ 671,867	320,529,343	100.0

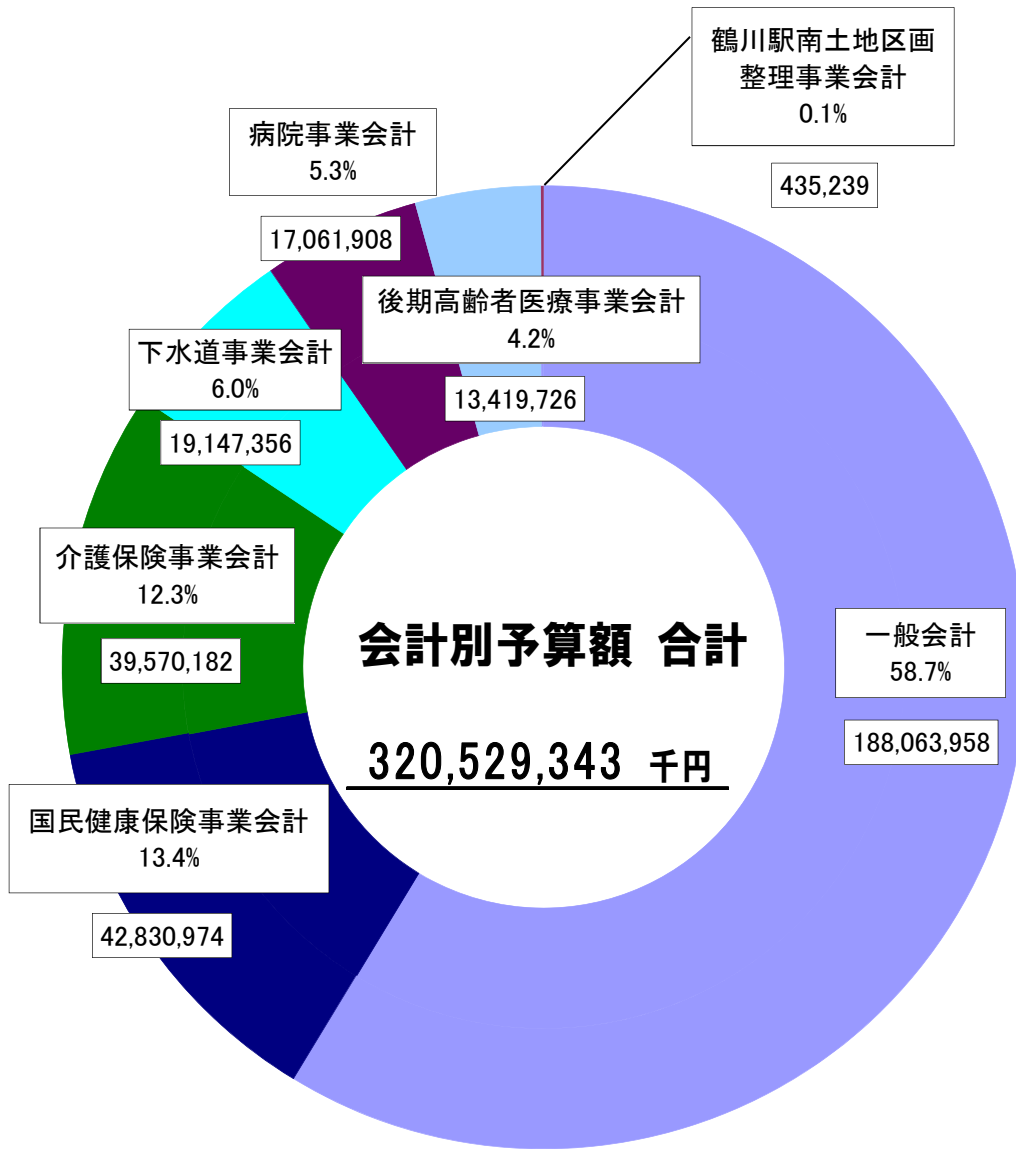
### 【概要】

- 一般会計の補正額は9億9,392万7千円で、補正後の全会計予算総額3,205億2,934万3千円に対する一般会計の構成比は58.7%です。
- 国民健康保険事業会計の補正額は△2,864万4千円で、主に国・都支出金返還金の確定に伴う増額と、標準システム導入交付金の減額に伴う補正です。
- 介護保険事業会計の補正額は△3億5,095万7千円で、主に保険給付費の減額に伴う補正です。
- 後期高齢者医療事業会計の補正額は△1億6,150万4千円で、主に広域連合納付金の減額に伴う補正です。
- 下水道事業会計の補正額は△3億3,384万2千円で、主に事業の執行見込みにあわせた減額に伴う補正です。
- 病院事業会計の補正額は△7億8,822万4千円で、主に給与費などの事業の執行見込みに合わせた減額と、光熱水費の減額に伴う補正です。

# 2023年度 会計別予算構成

<3月補正後>

(単位:千円)



## 2023年度3月補正 一般会計歳入予算内訳表

(千円)

款	補正前の額		補正額	計	
		構成比(%)			構成比(%)
1. 市 税	70,711,640	37.8	△ 310,000	70,401,640	37.4
2. 地 方 譲 与 税	746,001	0.4	—	746,001	0.4
3. 利 子 割 交 付 金	115,000	0.1	—	115,000	0.1
4. 配 当 割 交 付 金	594,000	0.3	—	594,000	0.3
5. 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	517,000	0.3	—	517,000	0.3
6. 法 人 事 業 税 交 付 金	1,365,000	0.7	—	1,365,000	0.7
7. 地 方 消 費 税 交 付 金	9,893,000	5.3	—	9,893,000	5.3
8. ゴルフ場利用税交付金	40,000	0.0	—	40,000	0.0
9. 環 境 性 能 割 交 付 金	213,000	0.1	—	213,000	0.1
10. 地 方 特 例 交 付 金	487,000	0.3	—	487,000	0.3
11. 地 方 交 付 税	3,391,731	1.8	676,624	4,068,355	2.2
12. 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	48,000	0.0	—	48,000	0.0
13. 分 担 金 及 び 負 担 金	648,881	0.4	4,311	653,192	0.3
14. 使 用 料 及 び 手 数 料	3,645,409	2.0	△ 89,439	3,555,970	1.9
15. 国 庫 支 出 金	41,730,928	22.3	3,662,308	45,393,236	24.1
16. 都 支 出 金	25,507,691	13.6	△ 402,800	25,104,891	13.3
17. 財 産 収 入	1,765,002	0.9	100,426	1,865,428	1.0
18. 寄 附 金	306,124	0.2	—	306,124	0.2
19. 繰 入 金	7,849,915	4.2	△ 361,869	7,488,046	4.0
20. 繰 越 金	7,843,360	4.2	—	7,843,360	4.2
21. 諸 収 入	3,063,349	1.6	△ 765,634	2,297,715	1.2
22. 市 債	6,588,000	3.5	△ 1,520,000	5,068,000	2.7
歳 入 合 計	187,070,031	100.0	993,927	188,063,958	100.0

### 【概要】

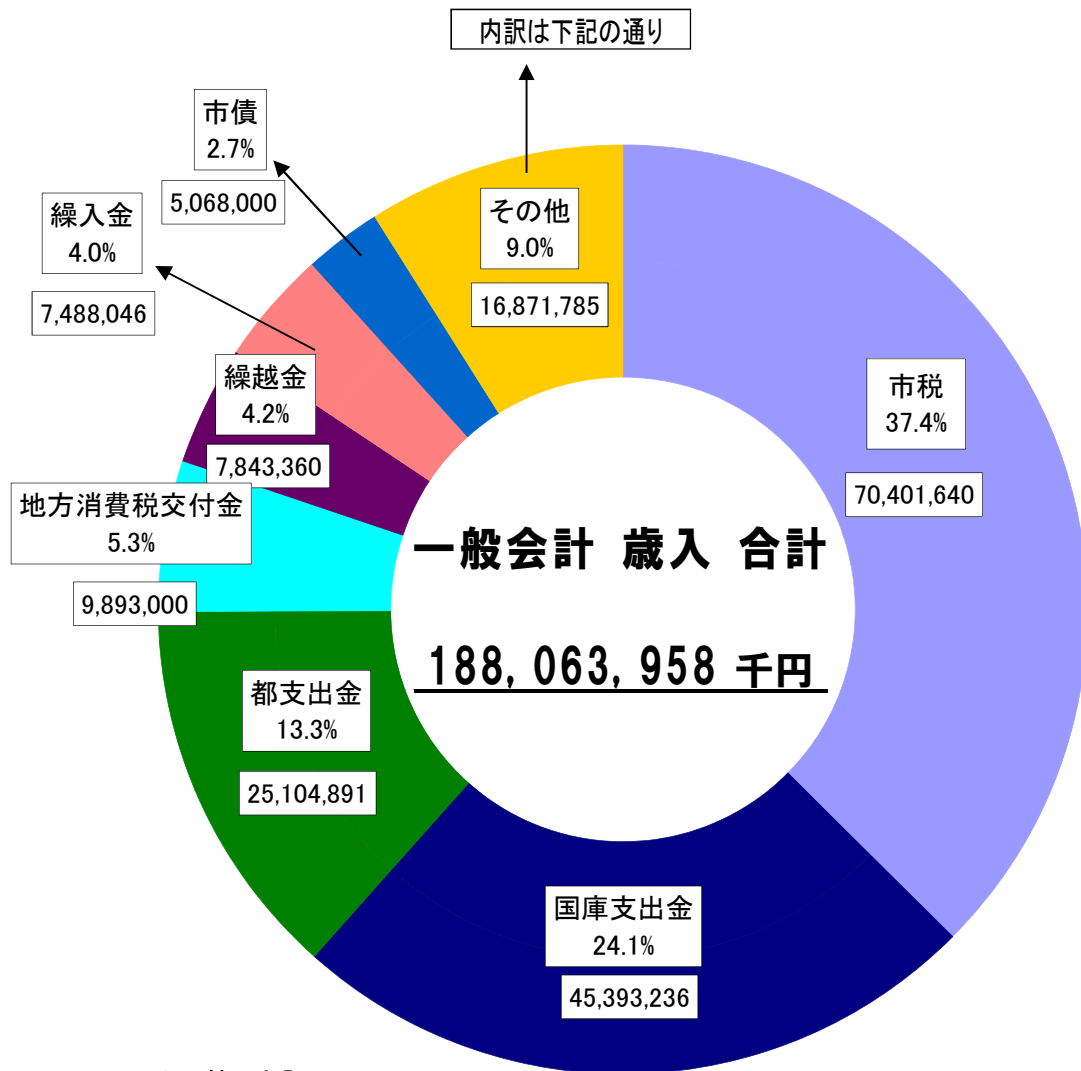
#### 3月補正予算の主なもの

- 款 1.市税 法人市民税(△3.0億円)、固定資産税(△0.7億円)、市たばこ税(0.6億円)
- 款 11.地方交付税 普通交付税(6.8億円)
- 款 15.国庫支出金 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金(40.7億円)、  
新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金(△6.4億円)
- 款 16.都支出金 道路橋梁費補助金(△1.9億円)、地域密着型サービス整備費補助金(△1.2億円)、  
都市計画公園整備費補助金(△0.8億円)
- 款 19.繰入金 国民健康保険事業会計繰入金(△1.7億円)、  
廃棄物減量再資源化等推進整備基金繰入金(△1.3億円)
- 款 21.諸収入 みちづくり・まちづくりパートナー事業受託収入(△4.9億円)、  
学校教材費等保護者負担金(△4.1億円)
- 款 22.市債 文化施設整備事業債(△4.9億円)、都市計画事業債(△3.2億円)、  
道路整備事業債(△3.0億円)、臨時財政対策債(△2.7億円)

# 2023年度 一般会計 歳入予算内訳

<3月補正後>

(単位:千円)



## その他 内訳

地方交付税	4,068,355	株式等譲渡所得割交付金	517,000
使用料及び手数料	3,555,970	地方特例交付金	487,000
諸収入	2,297,715	寄附金	306,124
財産収入	1,865,428	環境性能割交付金	213,000
法人事業税交付金	1,365,000	利子割交付金	115,000
地方譲与税	746,001	交通安全対策特別交付金	48,000
分担金及び負担金	653,192	ゴルフ場利用税交付金	40,000
配当割交付金	594,000		

2023年度3月補正 一般会計歳出予算 目的別内訳表

(千円)

款	補正前の額 (構成比)	補正額	計 (構成比)	補正額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国庫支出金	都支出金	地方債	その他	
1. 議会費	655,124 (0.3%)	△ 1,786	653,338 (0.3%)	—	—	—	—	△ 1,786
2. 総務費	23,859,939 (12.8%)	1,159,702	25,019,641 (13.3%)	24,553	△ 12,132	△ 22,000	155,005	1,014,276
3. 民生費	97,284,250 (52.0%)	4,626,530	101,910,780 (54.2%)	4,358,815	△ 49,584	△ 53,000	△ 11,944	382,243
4. 衛生費	18,994,415 (10.2%)	△ 1,355,819	17,638,596 (9.5%)	△ 907,237	△ 719	—	△ 220,272	△ 227,591
5. 労働費	38,910 (0.0%)	△ 157	38,753 (0.0%)	—	—	—	—	△ 157
6. 農林費	404,536 (0.2%)	△ 4,897	399,639 (0.2%)	—	△ 2,999	—	52	△ 1,950
7. 商工費	1,717,917 (0.9%)	△ 5,488	1,712,429 (0.9%)	—	△ 5,923	△ 19,000	△ 8,218	27,653
8. 土木費	15,903,536 (8.5%)	△ 1,779,102	14,124,434 (7.5%)	29,946	△ 350,497	△ 624,000	△ 536,996	△ 297,555
9. 消防費	4,851,329 (2.6%)	△ 14,015	4,837,314 (2.6%)	—	△ 11,363	—	171	△ 2,823
10. 教育費	15,393,186 (8.2%)	△ 1,598,958	13,794,228 (7.3%)	108,245	6,417	△ 534,000	△ 419,351	△ 760,269
11. 災害 復旧費	6 (0.0%)	—	6 (0.0%)	—	—	—	—	—
12. 公債費	7,766,883 (4.2%)	△ 32,083	7,734,800 (4.1%)	—	—	—	—	△ 32,083
13. 予備費	200,000 (0.1%)	—	200,000 (0.1%)	—	—	—	—	—
歳出合計	187,070,031 (100.0%)	993,927	188,063,958 (100.0%)	3,614,322	△ 426,800	△ 1,252,000	△ 1,041,553	99,958

【概要】

<p>3月補正予算の主なもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○款 2.総務費 財政調整基金積立金(7.7億円)、公共施設整備基金積立金(5.0億円)</li> <li>○款 3.民生費 定額減税調整給付金支給事業費(30.3億円)、障がい者サービス給付事業費(6.0億円)、低所得世帯重点支援給付金支給事業費(5.9億円)</li> <li>○款 4.衛生費 新型コロナウイルス予防接種事業費(△9.0億円)、広域廃棄物処理事業費(△1.5億円)、循環型施設整備事業費(△1.0億円)</li> <li>○款 8.土木費 みちづくり・まちづくりパートナー事業費(△5.0億円)、鶴川駅周辺街づくり事業費(△2.8億円)、大戸広場整備事業費(△2.7億円)</li> <li>○款 10.教育費 芹ヶ谷公園“芸術の杜”パークミュージアム整備事業費(△6.6億円)、小・中学校教材費等公会計事業費(△4.2億円)、光熱水費(△4.1億円)</li> <li>○債務負担行為補正の内容(期間/限度額/総事業費) <ul style="list-style-type: none"> <li>変更:(仮称)蓮田緑地整備事業(2023~2024年度→2023~2025年度/2.7億円→2.8億円/4.6億円→4.4億円)</li> <li>鶴川東地区統合新設小学校基本・実施設計事業(2023~2024年度→2023~2025年度/2.4億円/3.4億円)</li> <li>廃止:保健施設等複合施設整備基本計画策定事業(2023~2024年度/7百万円/0.1億円)</li> <li>芹ヶ谷公園擁壁設置事業(2023~2024年度/0.7億円/1.2億円)</li> <li>芹ヶ谷公園“芸術の杜”パークミュージアム・(仮称)国際工芸美術館整備事業(2023~2025年度/27.5億円/34.1億円)</li> <li>芹ヶ谷公園“芸術の杜”パークミュージアム整備運営事業(2023~2038年度/103.4億円/103.4億円)</li> </ul> </li> </ul>
---



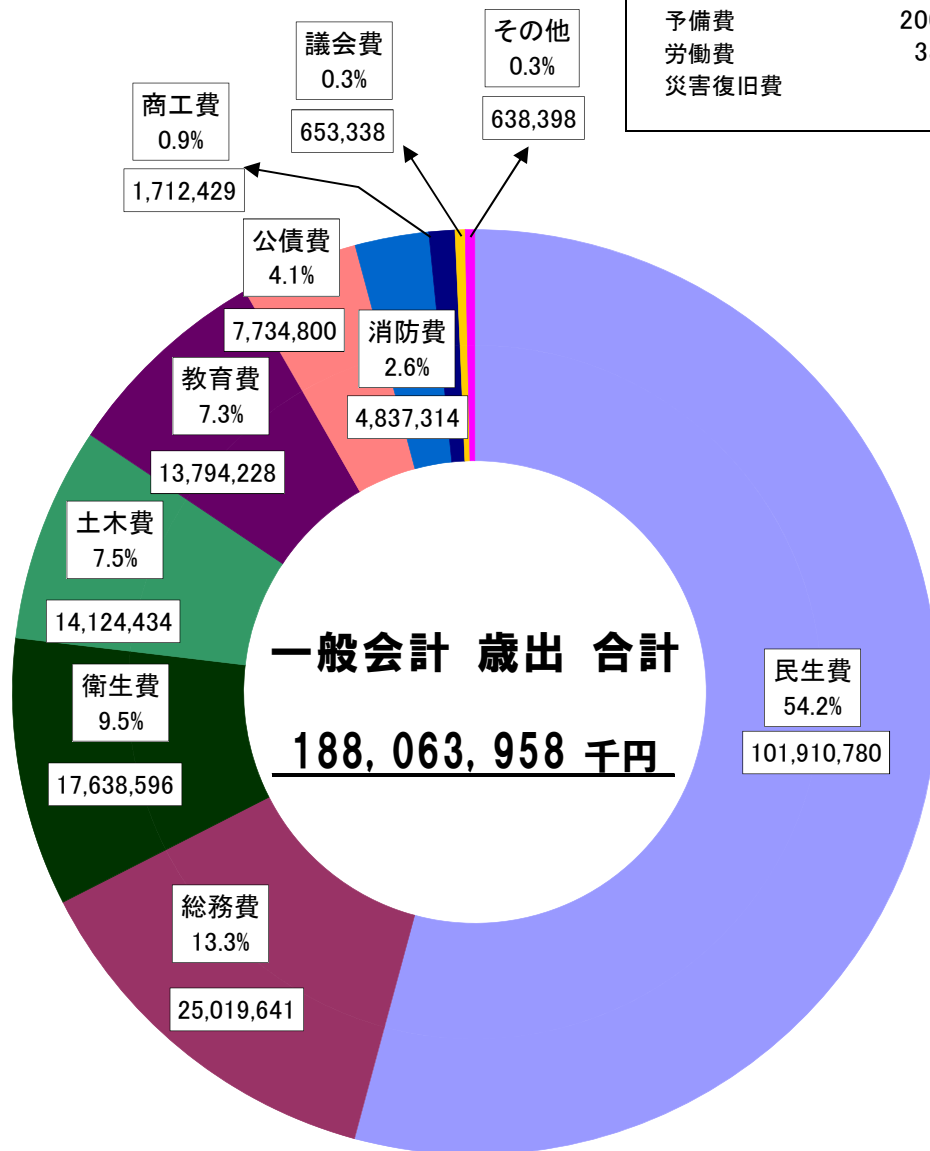
# 2023年度 一般会計 歳出予算 目的別内訳

<3月補正後>

(単位:千円)

## その他の内訳

農林費	399,639
予備費	200,000
労働費	38,753
災害復旧費	6



2023年度3月補正 一般会計歳出予算 性質別内訳表

(千円)

区分	補正前の額		補正額	計		
		構成比(%)			構成比(%)	
義務的経費	人件費	23,068,675	12.3	286,501	23,355,176	12.4
	職員給与費	22,163,880	11.8	295,784	22,459,664	11.9
	特別職給与費等	904,795	0.5	△ 9,283	895,512	0.5
	扶助費	62,989,026	33.7	4,690,812	67,679,838	36.0
	公債費	7,766,882	4.2	△ 32,083	7,734,799	4.1
	計	93,824,583	50.2	4,945,230	98,769,813	52.5
投資的経費	12,724,300	6.8	△ 2,599,256	10,125,044	5.4	
その他経費	物件費	33,160,168	17.7	△ 2,282,315	30,877,853	16.4
	維持補修費	1,163,144	0.6	△ 703	1,162,441	0.6
	補助費等	20,668,248	11.0	△ 295,451	20,372,797	10.9
	繰出金	18,234,719	9.7	3,658	18,238,377	9.7
	出資金・貸付金	101	0.0	—	101	0.0
	積立金	7,094,768	3.8	1,222,764	8,317,532	4.4
	予備費	200,000	0.1	—	200,000	0.1
	計	80,521,148	43.0	△ 1,352,047	79,169,101	42.1
歳出合計	187,070,031	100.0	993,927	188,063,958	100.0	

【概要】

3月補正予算の主なもの

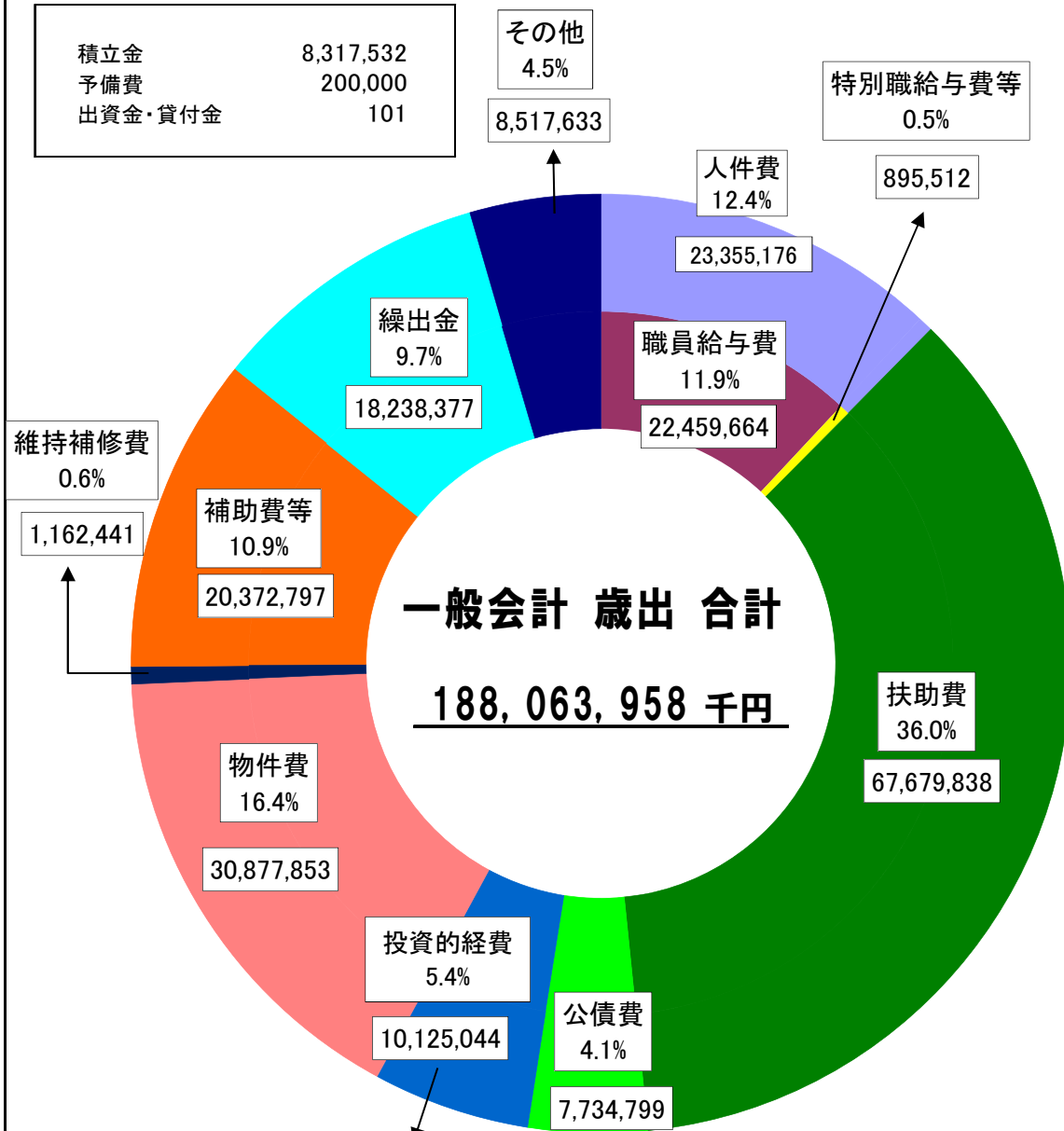
- 扶助費 定額減税調整給付金支給事業費(27.1億円)、障がい者サービス給付事業費(6.0億円)、低所得世帯重点支援給付金支給事業費(5.5億円)、民間保育所運営事業費(2.7億円)
- 投資的経費 芹ヶ谷公園“芸術の杜”パークミュージアム整備事業費(△6.6億円)、みちづくり・まちづくりパートナー事業費(△4.9億円)、大戸広場整備事業費(△2.7億円)、鶴川駅周辺街づくり事業費(△2.6億円)
- 物件費 新型コロナウイルス予防接種事業費(△9.0億円)、光熱水費(△4.7億円)、小・中学校教材費等公会計事業費(△3.8億円)、定額減税調整給付金支給事業費(3.2億円)
- 補助費等 障がい者日中活動系サービス推進事業費(△0.8億円)、民設既設高齢者福祉施設整備補助事業費(△0.5億円)、小・中学校教材費等公会計事業費(△0.4億円)
- 積立金 財政調整基金積立金(7.7億円)、公共施設整備基金積立金(5.0億円)

# 2023年度 一般会計 歳出予算 性質別内訳

<3月補正後>

その他の内訳

(単位:千円)



投資的経費 内訳

総務費	1,217,142	土木費	4,737,654
民生費	558,292	消防費	50,515
衛生費	2,302,547	教育費	1,185,179
農林費	20,319	災害復旧費	6
商工費	53,390		

件名	低所得者支援給付金支給事業(均等割のみ課税世帯・子ども加算)					
予算額(単位:千円)	財源内訳	国庫支出金	都支出金	市債	その他	一般財源
820,898		820,898	0	0	0	0

**【事業の背景・目的】**

国は、2023年12月にデフレ完全脱却のための総合経済対策を踏まえ、低所得者支援及び定額減税を補足する給付を行うことを示しました。

これを受け、町田市では、住民税均等割のみ課税世帯への1世帯あたり10万円の給付金及び住民税の均等割非課税世帯と均等割のみ課税世帯への子ども(18歳以下)1人あたり5万円を給付します。

**【事業の内容】**

支給対象者	①2023年12月1日現在で世帯全員の2023年度分住民税が均等割のみ課税世帯 ②2023年12月1日現在で世帯全員の2023年度分住民税が均等割非課税又は均等割のみ課税の世帯にいる子ども(18歳以下)
対象世帯・人数見込	①約5,200世帯 ②子ども(18歳以下)5,088人
申請方法	【住民税均等割のみ課税世帯】 該当と思われる人に2024年2月下旬から3月上旬に「案内通知」を送付します。同封のご案内をもとに、電子申請または紙で申請いただきます。 【住民税非課税世帯】 物価高騰対策給付金(7万円)を支給した世帯には、子ども加算について2月下旬に支給通知を発送し、プッシュ型で支給します。
申請期限	2024年8月31日
振込期限	2024年9月30日
支給方法	指定された銀行口座へ振込
支給日	3月中に支給できるよう準備を進めています。
支給額	①1世帯あたり10万円 ②子ども(18歳以下)1人あたり5万円

**【主な事業費】**

住民税均等割のみ課税世帯への給付金(5,200世帯×10万円)	520,000千円
子ども(18歳以下)加算分(5,088人×5万円)	254,400千円
職員人件費等	2,720千円
委託料(コールセンター設置運営費用等)	41,131千円
口座振込手数料	1,057千円
システム改修委託料(データ抽出)	1,500千円

※繰越明許費を設定します。

**【特定財源】**

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金(国10/10)	820,898千円
-----------------------------	-----------

問合せ先	地域福祉部 生活援護課生活援護担当課長 中村	電話	724-2135
------	------------------------	----	----------

件名	定額減税を補足する給付金支給事業(調整給付)					
予算額(単位:千円)	財源内訳	国庫支出金	都支出金	市債	その他	一般財源
3,045,223		3,045,223	0	0	0	0

**【事業の背景・目的】**

国は、2023年12月にデフレ完全脱却のための総合経済対策を踏まえ、低所得者支援及び定額減税を補足する給付を行うことを示しました。

これを受け、定額減税しきれないと見込まれる方へ、定額減税相当分の調整給付(※1)を行います。

**※1 調整給付**

納税義務者及び配偶者を含めた扶養親族に基づき算定される定額減税可能額(※2)が、2024年分推計所得税額又は2024年度個人住民税所得割額を上回る者に対し、当該上回る額の合算額を基礎として1万円単位で切り上げて算定した額を支給するもの。

**※2 定額減税可能額**

- ・所得税分=3万円×減税対象人数(※3)
- ・個人住民税所得割分=1万円×減税対象人数(※3)

**※3 減税対象人数**

- ・納税義務者本人+同一生計配偶者(※4)+扶養親族(16歳未満扶養親族含む)(※4)

**※4 同一生計配偶者、扶養親族は国外居住者を除く。**

**【事業の内容】**

支給対象者	定額減税可能額が2024年分推計所得税額又は2024年度個人住民税所得割額を上回る者(基準日未定)
対象者数見込	約20万人
申請方法	未定 ※国から詳細な情報が示され次第、お知らせします。
申請期限	未定 ※国から詳細な情報が示され次第、お知らせします。
振込期限	未定 ※国から詳細な情報が示され次第、お知らせします。
支給方法	指定された銀行口座へ振込
支給日	未定 ※2024年度課税情報等を入手次第、可能な限り早期に開始できるよう準備を進めます。

**【主な事業費】**

調整給付金	2,710,940千円
職員人件費等	11,700千円
委託料(コールセンター設置運営費用等)	300,776千円
口座振込手数料	7,297千円
システム改修委託料	14,300千円

※繰越明許費を設定します。

**【特定財源】**

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金(国10/10)	3,045,223千円
-----------------------------	-------------

問合せ先	地域福祉部 生活援護課生活援護担当課長 中村	電話	724-2135
------	------------------------	----	----------

件名	小学校給食調理室改修事業					
予算額（単位：千円）	財源内訳	国庫支出金	都支出金	市債	その他	一般財源
76,497		4,899	0	50,000	0	21,598

**【事業の背景・目的】**

町田市では、給食調理員の勤務環境向上を目的に、給食調理室への空調設備設置を進めてまいりました。このたび、2024年度に実施を予定していた忠生第三小学校、成瀬中央小学校、大戸小学校給食調理室の空調設備設置について、国の2023年度一般会計当初予算において、12月に学校施設環境改善交付金の内示を受けました。国の補助金を確実に確保し、市財政負担の軽減を図るため、2023年度に前倒して計上し、給食調理室の空調設備の設置を実施します。

大戸小学校の空調設備設置については、2024年9月の堺エリアの中学校全員給食開始に向けた給食調理室の改修工事をあわせて実施します。

**【事業の内容】**

- (1) 忠生第三小学校、成瀬中央小学校の給食調理室に空調設備を設置します。
- (2) 大戸小学校の給食調理室を改修します。
  - ① 給食調理室に空調設備を設置
  - ② 厨房機器増設を見据えた改修工事
  - ③ アレルギー専用調理室を整備

**【スケジュール】**

	2023年度	2024年度					
	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
忠生第三小学校		○契約				工事	
成瀬中央小学校		○契約				工事	
大戸小学校		○契約				工事	

**【事業費】**

空調整備工事費(忠生第三小学校、成瀬中央小学校)	24,544 千円
給食調理室改修工事費(大戸小学校)	48,741 千円
工事監理委託料(大戸小学校)	3,212 千円

**【特定財源】**

学校施設環境改善交付金(国 1/3)	4,899 千円
学校施設整備事業債	50,000 千円

※国予算による財源を活用するため繰越明許費を設定します。

問合せ先	学校教育部 保健給食課長 押切	電話	724-2177
------	-----------------	----	----------

件名	新たな学校づくり推進事業（債務負担行為の期間変更）					
予算額（単位：千円）	財源内訳	国庫支出金	都支出金	市債	その他	一般財源
0		0	0	0	0	0

【事業の背景・目的】

少子化と学校施設の老朽化という問題に対応しながら、未来の子どもたちにより良い教育環境を整備するため、2021年5月に策定した「町田市新たな学校づくり推進計画（以下、推進計画）」に基づき、学校統合を契機に、新たな教育環境を整備するとともに、教員が教育活動に専念できる環境づくりを進めております。

鶴川東地区統合新設小学校（以下、「鶴川東小」という。）の新校舎建設にあたり、当初予定していた工法を変更する必要が生じたため、鶴川東小基本・実施設計の設計期間を変更するものです。これに伴い、鶴川東小の新校舎使用開始時期を2029年度から2033年度に変更します。

【事業の内容】

現・鶴川第二小の敷地に新校舎を建設するためには、敷地の北側にある斜面の土砂災害特別警戒区域の指定解除のために擁壁を改修し、斜面の傾斜角度を改善することが必要と判明しました。このことから、擁壁の改修を、現在履行中の基本実施設計へ反映するため、設計期間を1年延長します。

【スケジュール】

（変更前）

対象	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033
鶴二小	既存校舎		仮校舎建設	仮校舎（鶴二小と鶴三小の一部が統合）	仮校舎解体等					
			新校舎建設			★新校舎使用				
鶴三小	既存校舎		※既存校舎（鶴三小の一部と鶴四小が統合）							
鶴四小	既存校舎		新校舎建設			★新校舎使用				

（変更後）

対象	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033
鶴二小			既存校舎			新校舎建設				★新校舎使用
鶴三小	既存校舎		※既存校舎（鶴三小と鶴四小が統合）			※既存校舎（鶴二小と旧・鶴三小の一部が統合）				
鶴四小	既存校舎		新校舎建設			★新校舎使用				

＜設計変更に伴う計画の変更点＞

- ①鶴川東小の工事着手（既存校舎解体）を2026年度から2029年度に変更します。
- ②既存校舎解体後に擁壁改修工事を行うため、解体から新校舎完成までの工事期間を3年から4年に変更します。
- ③鶴川第二小と鶴川第三小の統合時期を2026年度から2029年度に変更します。
- ④新校舎建設期間中は、仮校舎を建設する予定でしたが、擁壁改修に伴い仮校舎建設を取りやめ、鶴川西地区統合小学校（鶴川中央小）が新校舎に引っ越したあとに、現・鶴川第三小の既存校舎を2029年度から4年間仮校舎として使用します。

【事業費】

鶴川東地区統合新設小学校基本・実施設計業務委託料 0千円

＜変更前＞（2023～2024年度債務負担行為事業 総事業費 338,162千円）

＜変更後＞（2023～2025年度債務負担行為事業 総事業費 338,162千円）

問合せ先	学校教育部 施設課長 平川	電話	724-2174
	学校教育部 新たな学校づくり推進課長 小宮		785-5471

令和6年度（2024年度）

当初予算



# 1 令和6年度（2024年度）予算のポイント

## (1) 予算編成方針

◇ 2024年度の予算編成にあたっては

町田市基本構想・基本計画「まちだ未来づくりビジョン2040」の実行計画である「町田市5ヵ年計画22-26」を前提とする予算と位置付け、次の点を基本に編成しました。

**基本方針1** 「町田市5ヵ年計画22-26」の3年目にあたり、計画を着実に推進するため、施策立案や行政経営の基本的な考え方を示した「2024年度市政運営の基本的な考え方」を念頭に予算編成を行う。

**基本方針2** 2024年度の予算編成において重点的に取り組む事業は、町田市基本構想・基本計画「まちだ未来づくりビジョン2040」のまちづくり基本目標に定めた9つの政策の実現を目指すため、「町田市5ヵ年計画22-26」の重点事業プランに位置付けられる事業とする。

**基本方針3** 町田市基本構想・基本計画「まちだ未来づくりビジョン2040」の経営基本方針の改革項目のうち、予算編成においては「行政サービスのデジタル化」や、「持続可能な財政基盤づくり」、「市有財産の利活用」を特に推進する。

**基本方針4** 現時点における2022年度から2026年度までの「財政見通し」では、5年間で74億円の収支不足が見込まれ、大変厳しい財政状況となっている。このような状況の中、「町田市5ヵ年計画22-26」を着実に実施するため、経常事業費等の縮減及び歳入増へ向けた取り組みなどにより、収支不足の解消を図る。

## 《まちだ未来づくりビジョン2040》

「まちだ未来づくりビジョン2040」は、基本構想部分を担う「2040になりたい未来」と基本計画部分を担う「まちづくり基本目標」及び「経営基本方針」で構成されます。また、ビジョンの実現に向けて、具体的な事業と取り組みを示す実行計画（5ヵ年計画）を策定します。

基本構想部分を担う「2040になりたい未来」は、2022年度から2039年度までの18年間、基本計画部分を担う「まちづくり基本目標」及び「経営基本方針」は、2022年度から2031年度までの10年間と、2032年度から2039年度までの8年間とします。

### ① 2040になりたい未来

まちづくりの方向性、行政経営の方向性を明らかにし、方向性に沿って進んでいった未来の姿を「やりたいまちの姿」（都市像）、「行政経営の姿」（経営像）として掲げます。

### ② まちづくり基本目標

「2040になりたい未来」で掲げた、やりたいまちの姿を実現するための目標を政策・施策として体系的に示します。

### ③ 経営基本方針

「2040になりたい未来」で掲げた、行政経営の姿を実現するための方針を体系的に示し、「まちづくり基本目標」を支えます。



## (2) 2024 年度予算フレームの概要

○ 全会計歳出総額 **3,128 億 3,518 万円** (+124 億 1,903 万円)

一般会計と特別会計とを合わせた総予算額は、3,128 億 3,518 万円で、対前年度比較で 124 億 1,903 万円 (4.1%) の増加となりました。

○ 一般会計歳出総額 **1,792 億 8,243 万円** (+108 億 5,595 万円)

一般会計予算規模は、1,792 億 8,243 万円で、対前年度比較で 108 億 5,595 万円 (6.4%) の増加となりました。

○ 2024 年度の特徴

2024 年度当初予算は、コロナ禍から経済活動が回復している一方で、世界的な物価高騰や円安、人手不足や賃上げを背景とした労務費の上昇などが物件費や工事費に影響を及ぼす中での予算編成となりました。

2024 年度は、「まちだ未来づくりビジョン 2040」、その実行計画である「町田市 5 ヶ年計画 22-26」の 3 年目にあたります。厳しい財政状況下においても、町田市が選ばれるまちであり続けるため、経済状況の変化を確実に捉え、目標達成に向けた取り組みを着実に推進する予算としました。

市税においては、個人市民税が堅調に推移しているものの、令和 6 年度税制改正の定額減税を反映した結果、前年度予算を下回ると見込みました。また、歳出においては、街づくりや教育環境の整備を進めるとともに、デジタル化の推進や国や都の制度改正等を踏まえた子ども関連施策の充実に取り組みました。あわせて、資材高騰の影響を受けた工事請負費の増加や、社会保障費などの扶助費の増加にも対応しました。

○ 税収 **690 億 8,920 万円** (△16 億 2,244 万円)

・個人市民税 **△13.6 億円**

➤ 給与所得や納税義務者の増加に伴う増 **5.6 億円**

➤ 令和 6 年度税制改正に伴う定額減税実施による減 **△19.2 億円**

・固定資産税 **△2.6 億円**

➤ 評価替に伴う家屋評価額の減少などによる減 **△2.6 億円**

○ 事務事業見直し **△1 億 9,712 万円**

行政関与の必要性、緊急性、費用対効果の視点に基づき、各部における事務事業の見直しを行い、民間活力の導入や行政のデジタル化を進め、事業費を削減し、総業務時間を減少させ、人件費の削減を行いました。



## 2 歳入歳出予算の状況

---

(1) 予算規模

一般会計予算規模 1,792 億 8,243 万円 (前年度比 +108 億 5,595 万円、+6.4%)

○ 一般会計の予算規模は、前年度に比べて 6.4%増の 1,792 億 8,243 万円となりました。

<歳入>

○市税は、前年度に比べて 16 億 2,244 万円減の 690 億 8,920 万円となり、分担金及び負担金なども減額となる一方で、地方交付税、市債などがそれぞれ増額となりました。

<歳出>

○中学校給食センター整備事業や、鶴川駅周辺の街づくり事業などの投資的経費、児童手当支給事業、民間保育所運営事業、障がい者サービス給付事業などの扶助費が増額となりました。

特別会計予算規模 1,335 億 5,275 万円 (前年度比 +15 億 6,308 万円、+1.2%)

○ 特別会計の予算規模は、前年度に比べて 1.2%増の 1,335 億 5,275 万円となりました。

○ 主な増減内容

[国民健康保険事業会計]

- ・後期高齢者医療制度への移行による被保険者の減などにより 14 億 2 千万円の減  
※1 人あたりの医療費が増加している一方で、被保険者及び保険税収入が減少しているため。

[介護保険事業会計]

- ・後期高齢者人口の増加に伴い要支援・要介護認定者数の増などにより 10 億円の増

[後期高齢者医療事業会計]

- ・国民健康保険や被用者保険からの移行による被保険者数や医療費の増などにより 7 億 2 千万円の増

[鶴川駅南土地区画整理事業会計]

- ・建物移転、整備工事などの土地区画整理事業委託料の増などにより 2 億 5 千万円の増

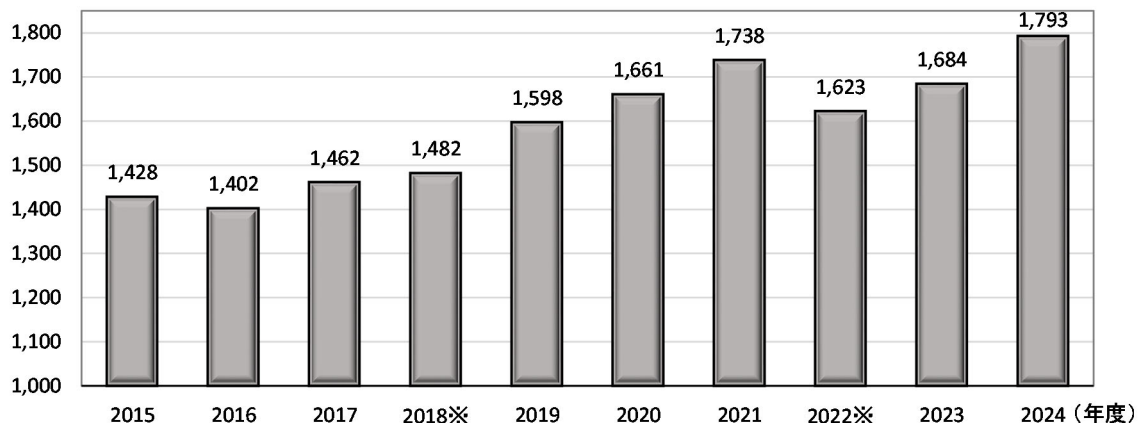
[下水道事業会計]

- ・鶴見川クリーンセンター改良事業費の増などにより 12 億 1 千万円の増

[病院事業会計]

- ・病院運営に係る光熱水費の減などにより 2 億円の減

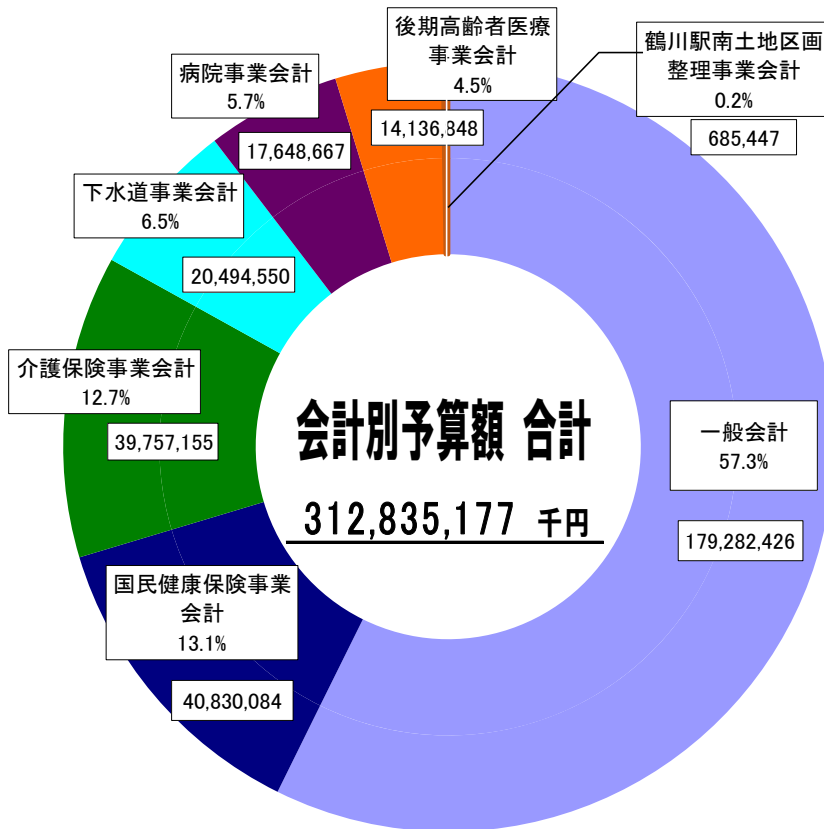
○ 一般会計予算規模 伸び率



年度	2015	2016	2017	2018※	2019	2020	2021	2022※	2023	2024
伸び率 (%)	2.1%	△ 1.8%	4.2%	1.4%	7.8%	4.0%	4.7%	△ 6.7%	3.8%	6.4%

※2018年度及び2022年度は、当初予算が骨格的予算のため、6月補正後の予算額です。

■2024年度 会計別予算構成 (単位：千円)



2024年度 会計別予算構成表

(単位：千円・%)

区分	2024年度		2023年度		比較		
	予算額	構成比	予算額	構成比	増減額	増減率	
一般会計	179,282,426	57.3	168,426,481	56.1	10,855,945	6.4	
特別会計	国民健康保険事業会計	40,830,084	13.1	42,246,889	14.0	△ 1,416,805	△ 3.4
	介護保険事業会計	39,757,155	12.7	38,756,050	12.9	1,001,105	2.6
	後期高齢者医療事業会計	14,136,848	4.5	13,418,061	4.5	718,787	5.4
	鶴川駅南土地区画整理事業会計	685,447	0.2	434,064	0.1	251,383	57.9
	下水道事業会計	20,494,550	6.5	19,284,474	6.4	1,210,076	6.3
	収益的	12,099,008	3.8	12,084,916	4.0	14,092	0.1
	資本的	8,395,542	2.7	7,199,558	2.4	1,195,984	16.6
	病院事業会計	17,648,667	5.7	17,850,132	6.0	△ 201,465	△ 1.1
	収益的	15,812,233	5.1	16,174,706	5.4	△ 362,473	△ 2.2
	資本的	1,836,434	0.6	1,675,426	0.6	161,008	9.6
小計	133,552,751	42.7	131,989,670	43.9	1,563,081	1.2	
合計	312,835,177	100.0	300,416,151	100.0	12,419,026	4.1	

(2) 歳入予算

主な歳入予算	
○市税では令和 6 年度税制改正に伴う定額減税の実施などを見込み、16 億 2 千万円の減収を見込んでいます。	
<p>&lt;市民税&gt;</p> <p>2024 年度は個人市民税が経済活動の回復により給与所得者が増加したことから増額したものの、定額減税に伴う個人市民税の減少や法人の課税実績が減少したことにより、個人・法人合わせて 15 億 6 千万円 (△4.5%) の減額となりました。</p>	
<p>&lt;固定資産税&gt;</p> <p>評価替に伴う家屋評価額の減少などにより、2 億 6 千万円 (△1.0%) の減額となりました。</p>	
○地方特例交付金では、定額減税に伴う市税の減収補填分の増加などにより、19 億 2 千万円の増額を見込んでいます。	
○国庫支出金では、児童手当の制度改正に伴う 10 億 1 千万円の増加や生活保護世帯数の増加に伴う生活保護費負担金の 3 億 8 千万円の増加などにより、21 億 7 千万円の増額を見込んでいます。	
○都支出金では、とうきょうママパパ応援事業費補助金の 2 億 4 千万円の増額や東京都多子世帯負担軽減事業費補助金の 2 億 3 千万円の増額などにより、9 億円の増額を見込んでいます。	
○市債では中学校給食センターの整備等に伴う学校施設整備事業債の 30 億円の増額などにより、20 億 5 千万円の増額を見込んでいます。	

2024年度 一般会計歳入予算内訳表

(単位：千円・%)

款	2024 年度		2023 年度		比 較	
	予算額	構成比	予算額	構成比	増減額	増減率
1. 市 税	69,089,198	38.5	70,711,640	42.3	△ 1,622,442	△ 2.3
2. 地 方 特 例 交 付 金	2,402,274	1.3	487,000	0.3	1,915,274	393.3
3. 国 庫 支 出 金	35,040,988	19.5	32,870,185	19.6	2,170,803	6.6
4. 都 支 出 金	26,042,422	14.5	25,141,463	14.9	900,959	3.6
5. 市 債	9,219,000	5.2	7,174,000	4.3	2,045,000	28.5
6. そ の 他	37,488,544	21.0	32,042,193	18.6	5,446,351	17.0
歳 入 合 計	179,282,426	100.0	168,426,481	100.0	10,855,945	6.4



〔市税の状況〕

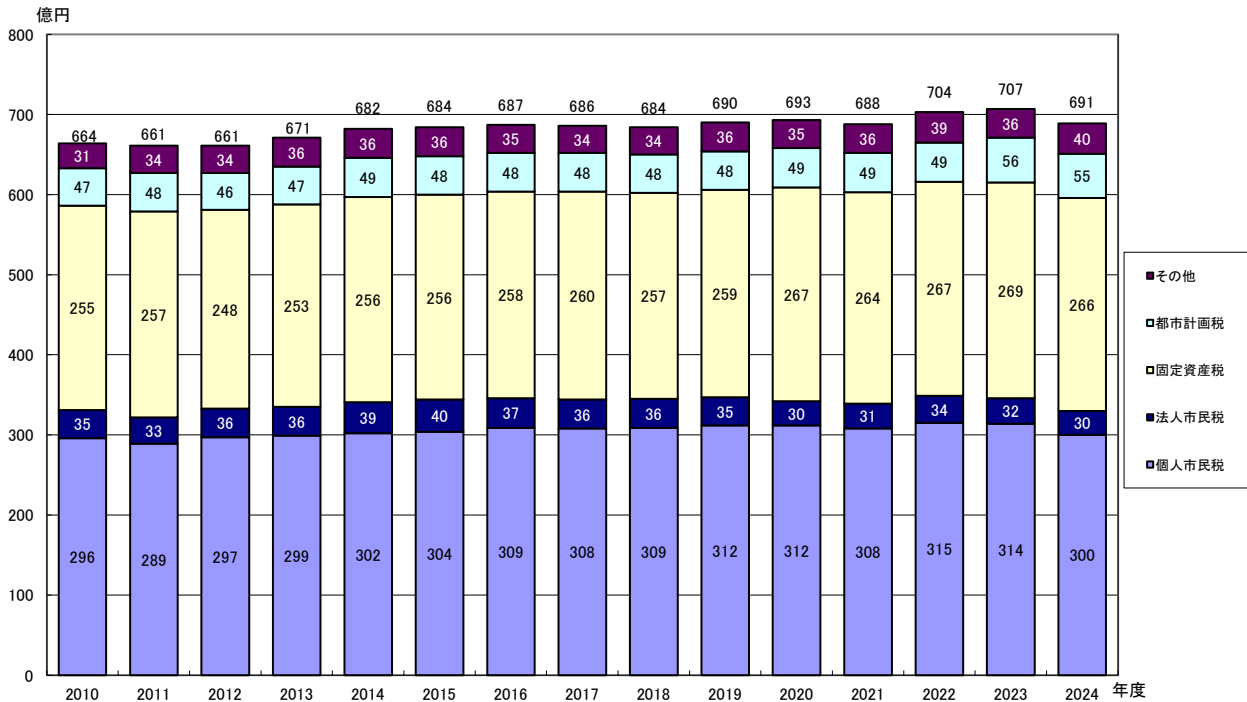
- ・ 令和6年度税制改正に伴う定額減税実施などによる個人市民税の減（うち 令和6年度税制改正に伴う定額減税影響額） △13.6億円  
△19.2億円
- ・ 評価替に伴う家屋評価額の減少などによる固定資産税の減 △2.6億円

■市税予算の内訳

（単位：千円・％）

区 分	2024年度	2023年度	比 較	
			増減額	増減率
市民税	33,040,270	34,595,520	△ 1,555,250	△ 4.5
個人	30,022,885	31,384,350	△ 1,361,465	△ 4.3
法人	3,017,385	3,211,170	△ 193,785	△ 6.0
固定資産税	26,617,462	26,874,293	△ 256,831	△ 1.0
土地（現年課税）	11,675,652	11,597,271	78,381	0.7
家屋（現年課税）	11,479,082	11,653,288	△ 174,206	△ 1.5
償却資産（現年課税）	2,955,886	3,087,792	△ 131,906	△ 4.3
その他	506,842	535,942	△ 29,100	△ 5.4
軽自動車税	568,551	543,246	25,305	4.7
市たばこ税	2,450,070	2,300,775	149,295	6.5
事業所税	857,271	832,918	24,353	2.9
都市計画税	5,549,464	5,559,957	△ 10,493	△ 0.2
その他	6,110	4,931	1,179	23.9
合 計	69,089,198	70,711,640	△ 1,622,442	△ 2.3

（参考）市税の推移



※2010～2022年度は決算額、2023、2024年度は予算額。

(3) 歳出予算

主な歳出予算	
○	2024年度は、まちだ未来づくりビジョン2040、町田市5ヵ年計画22-26の3年目にあたり、目標達成に向けた取り組みを着実に推進するため、真に必要な事業の予算を計上しています。
○	子どもにやさしいまち条例に基づき、“子どもにやさしいまち”の具現化を目指します。また、未来の子どもたちにより良い教育環境を整備するための新たな学校づくりの推進や、全員給食を目指す中学校給食センターの整備など、町田の将来を担う子どもたちにやさしい、「ここでの成長がカタチになるまち」の実現を目指します。
○	多摩都市モノレール延伸を見据えた町田駅周辺の中心市街地開発の推進や、鶴川駅周辺の街づくり、新しい体験型の公園を目指す芹ヶ谷公園“芸術の杜”パークミュージアム整備など、「わたしの“ココチよさ”がかなうまち」の実現に向けた投資を積極的に行うほか、さらなる市民サービスの向上と市役所の生産性向上を目指し、行政のデジタル化を引き続き推進します。
○	児童手当費や障がい者サービス給付事業費、生活援護費などの扶助費について、受給者数の増加を適切に見込んだ予算を計上します。

2024年度 一般会計歳出予算目的別内訳表

(単位:千円・%)

款	2024年度 予算額 (構成比)	2023年度 予算額 (構成比)	増減額 (増減率)	2024年度予算額の財源内訳				
				特定財源				一般財源 (構成比)
				国庫支出金	都支出金	地方債	その他	
1. 民生費	92,880,475 (51.8%)	89,047,736 (52.9%)	3,832,739 (4.3%)	32,575,098	18,985,768	108,000	2,112,367	39,099,242 (40.5%)
2. 教育費	18,746,597 (10.4%)	15,223,936 (9.0%)	3,522,661 (23.1%)	632,263	1,088,713	3,575,000	2,370,561	11,080,060 (11.5%)
3. 土木費	17,425,845 (9.7%)	15,722,196 (9.3%)	1,703,649 (10.8%)	713,496	1,696,394	3,279,000	3,020,530	8,716,425 (9.1%)
歳出合計	179,282,426 (100.0%)	168,426,481 (100.0%)	10,855,945 (6.4%)	35,040,988	26,042,422	9,035,000	12,724,816	96,439,200 (100.0%)

○ 目的別予算のトピックス

- ・民生費は、対前年度比38億3千万円、4.3%の増となりました。これは、児童手当支給事業費が9億4千万円増加したことなどによるものです。
- ・教育費は、対前年度比35億2千万円、23.1%の増となりました。これは、中学校給食センター整備事業費が19億7千万円増加したことなどによるものです。
- ・土木費は、対前年度比17億円、10.8%の増となりました。これは、鶴川駅周辺街づくり関連事業費が12億5千万円増加したことなどによるものです。

## 2024年度 一般会計歳出予算性質別内訳表

(単位:千円・%)

区 分	2024年度		2023年度		比 較		
	予 算 額	構 成 比	予 算 額	構 成 比	増 減 額	増 減 率	
義 務 的 経 費	人 件 費	24,316,425	13.5	22,650,987	13.5	1,665,438	7.4
	職 員 給 与 費	23,513,345	13.1	21,750,625	12.9	1,762,720	8.1
	特 別 職 給 与 費 等	803,080	0.4	900,362	0.6	△ 97,282	△ 10.8
	扶 助 費	60,889,703	34.0	57,779,036	34.3	3,110,667	5.4
	公 債 費	8,210,804	4.6	7,766,882	4.6	443,922	5.7
	計	93,416,932	52.1	88,196,905	52.4	5,220,027	5.9
投 資 的 経 費	16,962,801	9.5	12,769,962	7.6	4,192,839	32.8	
そ の 他 経 費	物 件 費	31,753,088	17.7	30,689,599	18.2	1,063,489	3.5
	維 持 補 修 費	993,118	0.5	1,080,204	0.6	△ 87,086	△ 8.1
	補 助 費 等	13,411,815	7.5	13,203,877	7.8	207,938	1.6
	繰 出 金	21,178,275	11.8	20,784,961	12.3	393,314	1.9
	出 資 金 ・ 貸 付 金	1	0.0	101	0.0	△ 100	△ 99.0
	積 立 金	1,466,396	0.8	1,600,872	1.0	△ 134,476	△ 8.4
	予 備 費	100,000	0.1	100,000	0.1	0	0.0
計	68,902,693	38.4	67,459,614	40.0	1,443,079	2.1	
歳 出 合 計	179,282,426	100.0	168,426,481	100.0	10,855,945	6.4	

### ○ 性質別予算のトピックス

#### 義務的経費

##### ▶ 人件費

人事院勧告に基づく職員給与の改定及び会計年度任用職員の勤勉手当の支給開始に伴い、対前年度比 16 億 7 千万円、7.4%の増となりました。

##### ▶ 扶助費

児童手当支給事業の制度改正や、障がい者サービス給付事業及び生活保護事業の受給者数の増加などに伴い、対前年度比 31 億 1 千万円、5.4%の増となりました。

##### ▶ 公債費

循環型施設整備事業などの元金償還の増加に伴い、対前年度比 4 億 4 千万円、5.7%の増となりました。

#### 投資的経費

中学校給食センター整備事業、中学校校舎等改修事業やみちづくり・まちづくりパートナー事業などの事業費が増加したことに伴い、対前年度比 41 億 9 千万円、32.8%の増となりました。

#### その他経費

##### ▶ 物件費

国が進めている税などの基幹業務システムの標準化に伴う業務システム整備運用事業や、中学校給食開始に伴う中学校給食センターの事業費が増加したことに伴い、対前年度比 10 億 6 千万円、3.5%の増となりました。

##### ▶ 積立金

多摩都市モノレール基金積立金などが減少したことに伴い、対前年度比 1 億 3 千万円、8.4%の減となりました。

#### (4) 積立金（基金）・市債

##### ①積立金（基金）の状況

財政調整基金現在高は、2023 年度末時点で 103 億 826 万円です。2024 年度当初予算では 61 億 9,283 万円を取り崩し、当初予算時点での 2024 年度末現在高見込額は 41 億 3,338 万円となります。

##### 基金現在高

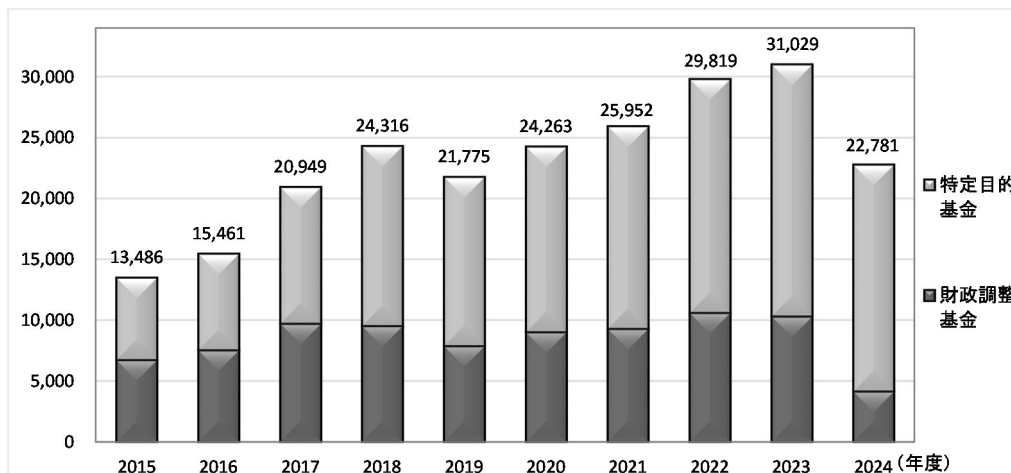
区 分	2022 年度末 現 在 高	2023 年度末 現在高見込額	2024 年度中 増 減 見 込 み		2024 年度末 現在高見込額 (当初予算時点)
			当 該 年 度 中 積 立 額	当 該 年 度 中 取 崩 額	
財 政 調 整 基 金	千円 10,592,388	千円 10,308,259	千円 17,954	千円 6,192,831	千円 4,133,382
公 共 施 設 整 備 基 金	8,420,777	9,645,044	539,417	2,000,000	8,184,461
緑 地 保 全 基 金	1,239,668	1,088,267	2,116	93,477	996,906
福 祉 基 金	101,640	136,778	40,155	1,386	175,547
職 員 退 職 手 当 基 金	2,895,522	3,362,000	—	—	3,362,000
介 護 保 険 給 付 費 準 備 基 金	3,087,923	3,084,257	5,263	500,000	2,589,520
廃 棄 物 減 量 再 資 源 化 等 推 進 整 備 基 金	2,026,773	1,507,205	615,273	907,999	1,214,479
ま ち だ 未 来 づ くり 基 金	450,787	640,150	195,778	17,549	818,379
多 摩 都 市 モ ノ レール 基 金	1,001,292	1,252,817	51,703	—	1,304,520
ま ち ・ ひ と ・ し ご と 創 生 基 金	2,643	4,643	4,000	6,619	2,024
合 計	29,819,413	31,029,420	1,471,659	9,719,861	22,781,218

※2022 年度末現在高は、出納閉鎖時(2023 年 5 月 31 日現在)の現在高です。

※2023 年度末現在高は、3 月補正後時点の現在高です。

- ・ 財政調整基金は、2024 年度内の補正予算で行う前年度決算剰余金等の積立てにより、年度末残高 80 億円の目標額を確保します。
- ・ 公共施設整備基金では、新たな学校づくり推進事業の整備費用がピークを迎える 2027 年度から 2029 年度までの一般財源想定額約 60 億円に備え、財政負担の平準化を図るため、その 2 分の 1 にあたる 30 億円を目標額とし、毎年当初予算において 5 億円の積立てを行います。

##### ■基金の年度末現在高の推移（単位：百万円）



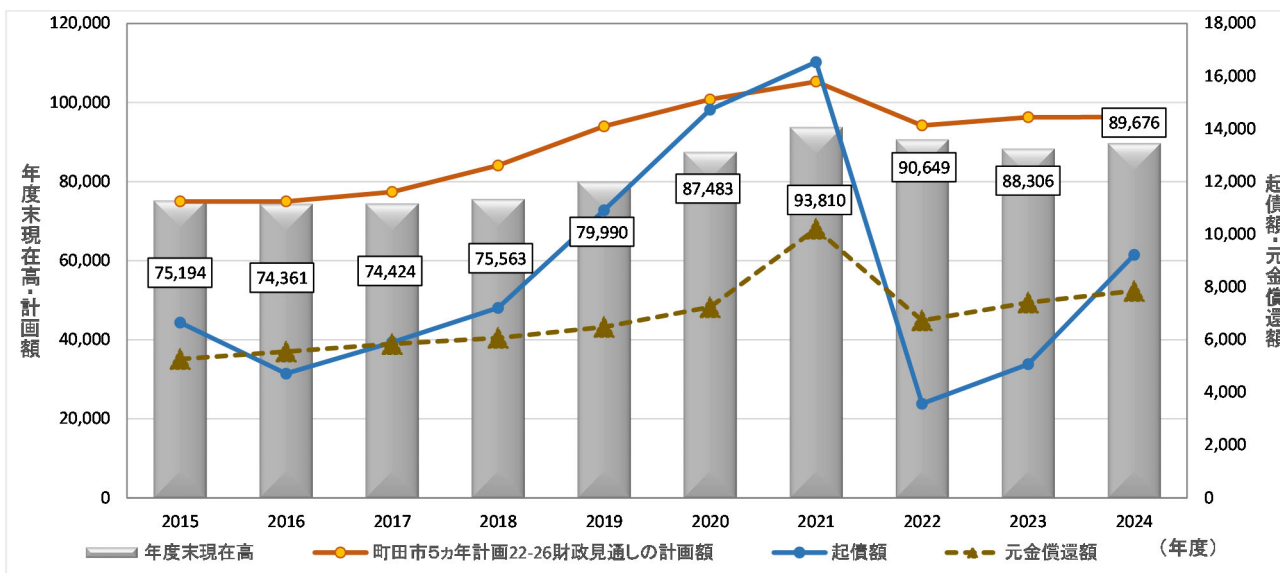
## ②市債の状況

一般会計の2024年度起債見込額は92億1,900万円となり、2024年度末の市債元金現在高見込額は896億7,558万円になります。

区 分	2022年度末 現在高	2023年度末 現在高見込額	2024年度中増減見込み		2024年度末 現在高見込額
			当該年度中 起債見込額	当該年度中 元金償還見込額	
一 般 会 計	千円 90,648,825	千円 88,305,649	千円 9,219,000	千円 7,849,073	千円 89,675,576
鶴川駅南土地 区画整理事業会計	—	30,000	293,000	0	323,000
下水道事業会計	41,709,531	43,346,883	3,981,900	3,069,056	44,259,727
病院事業会計	10,173,134	9,073,139	297,100	1,193,836	8,176,403
合 計	142,531,490	140,755,671	13,791,000	12,111,965	142,434,706

※2023年度末現在高は、3月補正後時点の現在高です。

■市債（一般会計）の年度末現在高等の推移（単位：百万円）



<参考>

### 【地方消費税交付金（社会保障財源分）】

2014年4月および2019年10月の地方消費税率の引上げに伴う交付金の増分は、以下の社会保障施策に要する経費の財源としています。

(単位：億円)

	2024年度 予算額	うち一般財源	
		地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	
社会福祉	709.3	203.6	31.7
社会保険	181.9	157.7	24.6
保健衛生	42.1	32.7	5.1
合計	933.3	394.0	61.4

※地方消費税交付金（社会保障財源分）は、各経費に要する一般財源の比率に応じて活用しています。



### 3 町田市5ヵ年計画 22-26 における財政見通し（一般財源ベース）

---

## 町田市5ヵ年計画22-26における財政見通し（一般財源ベース）

町田市5ヵ年計画22-26 財政見通しの2024年度（令和6年度）計画額と、予算額の比較及び計画の進捗状況は以下のとおりです。

（単位：百万円）

	A	B	C	C - B	D	D/A
	2022～2026年度 までの計画事業費	2024年度 (令和6年度) 計画額	2024年度 (令和6年度) 予算額	比較	計画の進捗状況 (2024年度まで：予算ベース)	
					予算額合計	進捗率
歳入（一般財源）	475,680	96,402	102,059	5,657	293,582	61.7%
市税	346,620	69,514	69,089	▲ 425	208,273	60.1%
譲与税・交付金等	70,572	13,627	19,640	6,013	50,206	71.1%
基金繰入金	18,115	4,500	8,193	3,693	16,487	91.0%
その他	40,373	8,761	5,137	▲ 3,624	18,616	46.1%
歳出（一般財源）	483,158	98,334	102,059	3,725	293,582	60.8%
義務的経費	202,412	40,604	42,885	2,281	123,080	60.8%
人件費	97,149	19,732	20,877	1,145	60,253	62.0%
正規職員	81,152	16,568	16,906	338	49,771	61.3%
うち退職手当	4,544	1,318	1,267	▲ 51	3,235	71.2%
会計年度任用職員	15,997	3,164	3,971	807	10,482	65.5%
扶助費	64,863	12,975	13,797	822	39,631	61.1%
公債費	40,400	7,897	8,211	314	23,196	57.4%
その他の経費	280,746	57,730	59,174	1,444	170,502	60.7%
繰出金等	90,539	18,124	18,784	660	55,305	61.1%
事業費	190,207	39,606	40,390	784	115,197	60.6%
経常事業費等	156,364	31,489	34,292	2,803	99,610	63.7%
政策的事業費	33,843	8,117	6,098	▲ 2,019	15,587	46.1%
歳入－歳出 (= ▲収支不足額)	▲ 7,478	▲ 1,932	0		0	

### <歳入>

◇歳入については、計画額よりも56億6千万円の増となりました。

市税では、定額減税に伴う個人市民税の減少などにより、4億3千万円の減となりました。

譲与税・交付金等では、国の2024年度地方財政計画における見通しに基づき、地方交付税が16億4千万円の増額となる一方で、その他の収入では、臨時財政対策債が35億7千万円の減額となりました。また、基金繰入金において、財政調整基金繰入金が31億9千万円の増となりました。

### <歳出>

◇歳出については、計画額よりも37億3千万円の増となりました。

政策的事業では20億2千万円の減額となる一方で、経常事業費等では、物価高騰の影響に伴い28億円の増となりました。

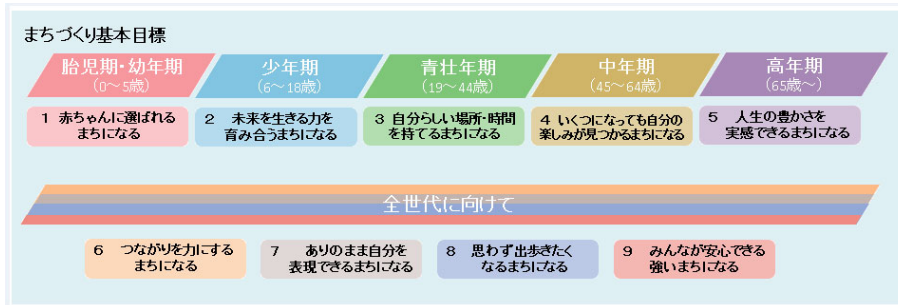
また、給与改定及び会計年度任用職員の勤勉手当の支給開始に伴い人件費が11億5千万円増となったほか、扶助費、公債費も計画額を上回りました。



#### 4 町田市5ヵ年計画 22-26 の 2024 年度重点事業（事業費ベース）

---

## 町田市5ヵ年計画 22-26 の 2024 年度重点事業（事業費ベース）



**○政策 1：赤ちゃんに選ばれるまちになる・・・・・・・・・・・・・・・・・・9 億 3,081 万円**

地域における子育て支援の充実／送迎保育による多様な保育サービスの推進／病児・病後児保育の充実／保育の質の向上／教育・保育施設の整備

**○政策 2：未来を生きる力を育み合うまちになる・・・・・・・・・・・・・・・・・・41 億 6,878 万円**

子どもの参画の推進／子どもクラブの整備／学童保育クラブの整備／えいごのまちだの推進／ICT教育の充実／新たな学校づくりの推進／中学校給食センターの整備／小学校施設の整備／中学校施設の整備

**○政策 3：自分らしい場所・時間を持てるまちになる・・・・・・・・・・・・・・・・・・2 億 3,014 万円**

働きやすいまちづくりの推進／シティプロモーションの推進／シティセールスの推進／町田薬師池公園四季彩の杜魅力向上の推進／里山環境の活用と保全

**○政策 4：いくつになっても自分の楽しみが見つかるまちになる・・・・・・・・・・6 億 5,048 万円**

ワタシが主役の図書館づくりの推進／新たな図書館様式の推進／地域スポーツ環境の充実／野津田公園スポーツの森の整備／忠生スポーツ公園の整備／スポーツをする場の環境整備

**○政策 5：人生の豊かさを実感できるまちになる・・・・・・・・・・・・・・・・・・1 億 5,827 万円**

地域介護予防活動支援／認知症の人やその家族の居場所づくり／介護人材の確保・育成・定着

**○政策 6：つながりを力にするまちになる・・・・・・・・・・・・・・・・・・21 億 4,758 万円**

地域活動団体支援／町田市地域ホッとプランの推進／地球温暖化対策の推進／循環型施設の整備／プラスチックごみの減量の推進

**○政策 7：ありのまま自分を表現できるまちになる・・・・・・・・・・・・・・・・・・7,320 万円**

性の多様性への理解／障がい者差別解消推進／成年後見制度の利用支援

**○政策 8：思わず出歩きたくなるまちになる・・・・・・・・・・・・・・・・・・84 億 4,505 万円**

鶴川駅周辺のまちづくりの推進／相原駅周辺のまちづくりの推進／忠生・北部丘陵地区のまちづくりの推進／木曾山崎地区のまちづくりの推進／町田駅周辺地区のまちづくりの推進／中心市街地の賑わい空間の創出／（仮称）蓮田公園の整備／芹ヶ谷公園芸術の杜・（仮称）国際工芸美術館の整備

**○政策 9：みんなが安心できる強いまちになる・・・・・・・・・・・・・・・・・・5 億 5,358 万円**

自主防災リーダーの育成／避難行動要支援者の避難支援体制整備／地震対策（雨水管・下水道処理施設）／無電柱化の推進／交通安全ミーティングの推進／道路安全設備の緊急更新

## 5 2024年度予算において重点的に取り組む事業

---

## 2024 年度予算において重点的に取り組む事業

**新規** 全部もしくは一部が新たに実施する事業 **拡充** 事業の内容を拡充し行う事業  
町田市 5 カ年計画 22-26 における主な取り組み（重点事業）

### まちだの子どもたちのために ～ここでの成長がカタチになるまち～

<b>拡充</b>	<b>子どもにやさしいまちづくり事業</b> 5月5日施行の「町田市子どもにやさしいまち条例」を踏まえ、町田市全体による「子どもにやさしいまち」を実践します。	<b>1,027 万円</b>
	<b>（仮称）子ども・子育てサポート等複合施設整備等事業</b> 「町田市町田駅周辺公共施設再編構想」に基づき、（仮称）子ども・子育てサポート等複合施設の整備に向けた取組を進めます。	<b>2,503 万円</b>
<b>拡充</b>	<b>出産・子育て応援事業</b> 妊娠から出産、子育てに臨む家庭に寄り添った相談支援と経済的支援をパッケージで実施し、より安心して出産・子育てができる環境を整備します。	<b>4 億 6,639 万円</b>
<b>拡充</b>	<b>子どもクラブ整備事業</b> （仮称）成瀬地区子どもクラブは、整備工事に着手します。（仮称）金井・薬師地区子どもクラブは、基本計画の策定を行います。	<b>1 億 6,780 万円</b>
	<b>中学校給食センター整備事業</b> 町田忠生小山エリア及び鶴川エリアの給食センター整備を完了します。南エリアの給食センター整備を進めます。鶴川及び堺エリアで中学校全員給食を開始します。	<b>20 億 607 万円</b>
<b>拡充</b>	<b>新たな学校づくり推進事業</b> 本町田・南成瀬地区では PFI 事業の契約を締結します。また、推進計画策定以降の環境変化を踏まえ、学校統合や通学区域変更の時期を点検します。	<b>6 億 1,145 万円</b>
	<b>中学校エレベーター設置事業</b> 中学校 4 校でエレベーター設置工事を完了します。また、新たに中学校 4 校のエレベーター設置工事に着手します。	<b>6 億 1,220 万円</b>
<b>拡充</b>	<b>民間保育所保育体制強化事業</b> 4・5 歳児を受け持つ保育士の配置を 30 対 1 から 25 対 1 に改善した民間保育所に対して、給付費の加算を行い、更なる保育の質の向上を推進します。	<b>3 億 8,262 万円</b>
<b>新規</b>	<b>未就園児預かり推進事業</b> 東京都の事業を活用し、在宅子育て家庭の孤立防止や育児不安軽減等、子育て支援の充実を図ることを目的に、幼稚園等においてモデル事業を実施します。	<b>1,259 万円</b>

※事業内容の詳細は別途記載があります。表示されているページをご覧ください。

**拡充 学校給食における物価高騰対策及び多子世帯給食費無償化事業 12億8,011万円**

給食費改定に伴う増額分について保護者の負担軽減を図ります。また、子育て支援の一環として多子世帯の給食費を無償化します。

**拡充 児童手当支給事業・児童扶養手当支給事業 81億9,823万円**

子育て世帯を経済的に支援するため、児童手当及び児童扶養手当の拡充を行います。

**まちだでちょうどいい暮らし ～わたしの“ココチよさ”がかなうまち～**

**多摩都市モノレールまちづくり推進事業 6,979万円**

2024年3月に策定するモノレール沿線まちづくり構想に基づき、沿線地域のまちづくりの事業化に向けた検討を行います。基金を計画的に積立てます。

**中心市街地開発推進事業 1億383万円**

町田駅周辺の開発推進のため、まちづくり検討を進めます。特に森野住宅周辺地区の開発をリーディングゾーンとして、測量や交通基盤の検討を行います。

**中心市街地活性化推進事業 8,758万円**

原町田大通りの歩道の拡幅及び滞留空間を整備し、新たな憩いの空間、賑わい空間づくりにより、駅周辺や商店街の賑わい向上につなげます。

**小田急多摩線延伸促進事業 1,000万円**

延伸の早期実現を目指して、相模原市と共同で必要な調査検討等を実施します。

**相原駅周辺街づくり事業 7億7,433万円**

東口駅前交通広場に接する地権者と駅前街区の再編整備に向け協議を進めます。また、駅前交通広場の設計等を行い東口へのアクセス路の整備を進めます。

**鶴川駅周辺街づくり事業 30億726万円**

北口交通広場、南北自由通路、南口アクセス道路の整備工事等を行います。また、鶴川駅南土地区画整理事業では、建物等移転、整備工事を行います。

**(仮称) 町田木曾山崎パラアリーナ整備・運営事業 2,649万円**

(仮称) 町田木曾山崎パラアリーナの整備に向け、PFI事業者を公募・選定するとともに、基本協定・本契約の締結を行います。

**拡充 野津田公園スポーツの森整備事業 4億8,337万円**

引き続き町田GIONスタジアムの照明LED化工事を行います。南側アクセス改善のためのフットライト設置工事や、町田駅とのバス輸送等を行います。

**拡充 忠生スポーツ公園（第二次）整備事業 2,563万円**

誰もがスポーツを楽しみながら体力づくりができる空間とするため、池の辺地区に続き、峠谷・旧埋立地地区の整備へ向けて準備を進めます。

※事業内容の詳細は別途記載があります。表示されているページをご覧ください。

**芹ヶ谷公園“芸術の杜”パークミュージアム推進事業 8億8,981万円**

「パークミュージアム」の実現に向け、(仮称)国際工芸美術館、国際版画美術館等と公園を一体的に整備します。

**町田薬師池公園四季彩の杜魅力向上推進事業 1億812万円**

このエリアに何度も訪れていただけるように各施設の整備・改修を進め、充実を図るため、リス園をリニューアルするための基本計画を策定します。

**香山緑地整備事業 3億2,031万円**

鶴川地域の観光拠点の一つとするため、香山緑地にある既存建物の耐震・改修工事や庭園工事を行います。開園は2025年1月の予定です。

**小山田蓮田緑地整備事業 1億3,782万円**

観光資源である大賀蓮の魅力を活かし、誰もが快適に過ごせる観光名所・地域資源となるよう、引き続き用地取得及び整備工事を行います。

**(仮称)大戸広場整備事業 2億9,232万円**

既存の緑地を活かしながら、地域交流を深める憩いの場となるよう、用地取得及び整備に係る実施設計及び地質調査等を行います。

**忠生630号線・忠生579号線整備事業 3億1,390万円**

円滑な通行と交通の安全を確保するため、都市計画道路と生活道路を結ぶ準幹線道路の整備を進めます。

**都市計画道路築造事業 29億8,814万円**

円滑に移動できる道路網を実現するため、道路網の基幹である都市計画道路の整備を進めます。

**まちだで人と人、人とまちがつながる ～誰もがホッとできるまち～****拡充 地域における福祉の困りごと相談支援体制強化事業 8,974万円**

堺、鶴川地域に加えて、新たに2024年10月から忠生地域、南地域に地域福祉コーディネーターを配置するなど、福祉の相談支援体制を強化します。

**拡充 避難行動要支援者避難支援体制整備事業 1,204万円**

鶴川地区をモデル地区として、ハザードの状況や対象者の心身の状況を基に設定した計画作成の優先度が高い方から、個別避難計画を作成します。

**地域介護予防活動支援事業 1億1,751万円**

介護予防サポーターの養成など、住民主体の介護予防活動の育成・支援を行います。

**無電柱化推進事業 3億2,327万円**

良好な景観の創出、安全で快適な通行空間の確保、防災機能の強化を図るため、原町田中央通り、町田623号線、文学館通りの無電柱化を進めます。

※事業内容の詳細は別途記載があります。表示されているページをご覧ください。

**新規 異業種・異分野連携による新たな価値創出事業****2,500 万円**

異業種・異分野の連携で新たな価値の創出に取り組む事業者を支援し、町田市の地域経済循環を促進するため、初期投資費用の一部を補助します。

**循環型施設整備事業****20 億 2,292 万円**

「町田市資源循環型施設整備基本計画」に基づき、町田市バイオエネルギーセンターおよび資源ごみ処理施設の整備事業を推進します。

**拡充 障がい者差別解消推進事業****179 万円**

町田市における障がい者差別解消条例の制定を機に、広く条例内容や制度周知を行い、障がい者差別解消に向けた関係機関との協働体制を整備します。

**共創プラットフォーム推進事業****1,256 万円**

地域のやりたいことの実現、地域課題の解決、地域活動の創出や活動の支援を行う、デジタルを活用した「共創プラットフォーム」の構築を推進します。

**新規 男性HPVワクチン接種事業****1,020 万円**

男性への HPV ワクチン任意予防接種にかかる費用の全部を助成します。

**まちづくりを支える行政経営 ～みんなの“なりたい”がかなうまち～****新規 地域コミュニティに関する共同研究事業****800 万円**

教育・研究機関と共同し、地域コミュニティに関する研究を行います。

**デジタル化推進事業****6 億 2,943 万円**

「町田市デジタル化総合戦略 2023」に基づき、デジタル技術の徹底的活用による市民の利便性向上と市役所の生産性向上を目指します。

**公共施設等マネジメント事業****4,191 万円**

「町田市公共施設再編計画」に基づき、町田駅周辺公共施設の再編プロジェクトや、その他公共施設の再編に向けた取り組みを推進します。

**公共施設等維持保全事業****28 億 8,090 万円**

施設の安全性の確保と財政負担の平準化を図るため、計画的に施設の長寿命化工事を行います。

※事業内容の詳細は別途記載があります。表示されているページをご覧ください。

## 議案概要

議案名	第15号議案 町田市非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び町田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例		
<p><b>【議案提出の目的】</b> 地方自治法の改正に伴い、会計年度任用職員に対し勤勉手当を支給するため、2本の条例を一括し、所要の改正をするものです。</p> <p><b>【議案の内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 町田市非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例を、次のとおり改めます。<ul style="list-style-type: none"><li>・ 条例名称を「町田市非常勤職員の報酬等に関する条例」とします。</li><li>・ 会計年度任用職員を勤勉手当の支給対象とし、当該手当の支給額等について定めます。</li></ul></li><li>○ 町田市職員の育児休業等に関する条例を、次のとおり改めます。 育児休業中の会計年度任用職員が、勤勉手当の支給の基準日以前6月以内に勤務した期間がある場合は、当該手当を支給することとします。</li><li>○ 2024年4月1日から施行します。</li></ul> <p><b>【関係法令】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 地方自治法（昭和22年法律第67号）</li></ul>			
問合せ先	総務部 職員課長 伊藤	電話	724-2199



## 議案概要

議案名	第16号議案 町田市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例		
<p><b>【議案提出の目的】</b> 地方自治法施行令の改正に伴い、関係する規定を整理するため、所要の改正をするものです。</p> <p><b>【議案の内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 地方自治法施行令の条番号が変更となることに伴い、同政令から引用する条番号を改めます。 地方自治法施行令：「第173条第1項第1号」→「第173条の4第1項第1号」</li><li>○ 2024年4月1日から施行します。</li></ul> <p><b>【関係法令】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）</li></ul>			
問合せ先	総務部 職員課長 伊藤	電話	724-2199

## 議案概要

議案名	第17号議案 町田市個人番号及び特定個人情報の利用等に関する条例の一部を改正する条例		
<p><b>【議案提出の目的】</b> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、関係する規定を整理するため、所要の改正をするものです。</p> <p><b>【議案の内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 法律の改正により、次の点が変更となりました。<ul style="list-style-type: none"><li>・マイナンバーを利用して他の行政機関等と情報連携できる事務及び情報を個々に規定していた「別表第2」が廃止され、今後は省令でこれらの内容を定めること。</li><li>・「別表第2」の廃止に伴い、情報連携できる事務を「特定個人番号利用事務」、情報連携により提供できる情報を「利用特定個人情報」と定義すること。</li></ul></li><li>○ 上記の改正を受け、条例において法別表第2を引用している部分について、「特定個人番号利用事務」及び「利用特定個人情報」の定義を用いて規定します。</li><li>○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日<sup>*</sup>から施行します。  ※ 2023年6月9日から起算して1年3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行されます。</li></ul> <p><b>【関係法令】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）</li></ul>			
問合せ先	総務部 市政情報課長 神谷	電話	724-8407

## 議案概要

議案名	第18号議案 町田市手数料条例の一部を改正する条例		
<b>【議案提出の目的】</b> 戸籍法の改正等に伴い、関係する規定を整備するため、所要の改正をするものです。			
<b>【議案の内容】</b>			
① 戸籍法の改正に伴い、本籍地以外でも戸籍に係る証明書の発行が可能になるなど、新たに市で発行する証明書等の手数料を定めます。 手数料の額は「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」に定める額と同額です。			
○ 市外の戸籍及び除籍に係る証明書の交付手数料			
戸籍全部事項証明書等		1通につき	450円
除籍全部事項証明書等		1通につき	750円
○ パスポートの申請などの行政手続に戸籍電子証明書等を利用するための識別符号（パスワード）の発行手数料*			
※マイナポータルから申請して取得する場合や、窓口で紙の戸籍（除籍）証明書と同時に取得する場合は無料となります。			
戸籍電子証明書提供用識別符号の発行		1件につき	400円
除籍電子証明書提供用識別符号の発行		1件につき	700円
○ 出生や婚姻などの届書等の閲覧の請求又は内容の証明に係る手数料			
届書等情報の内容を画像で表示したものの閲覧		1件につき	350円
届書等情報内容証明書		1通につき	350円
② 窓口で閲覧に供している地籍図を、オープンデータとして無料で公開するため、閲覧手数料に関する規定を削ります。			
③ 法令等の名称の改正に伴い、これらを引用している規定を改めます。			
○ ①の改正は2024年3月1日から、②③の改正は同年4月1日から施行します。			
<b>【関係法令】</b>			
○ 戸籍法（昭和22年法律第224号）			
○ 地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号）			
○ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）			
○ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令（平成28年政令第8号）			
○ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）			
問合せ先	市民部 市民課長 是安 財務部 資産税課長 伊奈 都市づくり部 建築開発審査課長 位田	電話	724-4225 724-2116 724-4413

議案概要

議案名	第19号議案 町田市障がい者差別をなくし誰もがともに生きる社会づくり条例
-----	--------------------------------------

【議案提出の目的】

障がいを理由とする差別の解消に関し必要な事項を定め、全ての人が、障がいの有無にかかわらず、互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に寄与することを目的として、制定するものです。

【議案の内容】

○ 以下のとおり、障がいを理由とする差別の解消に関し、基本理念、市、事業者及び市民等の責務、障がい者等の役割、障がいを理由とする差別に関する相談体制及び紛争解決のための仕組み等について定めます。

構成	内容
前文	町田市の障がい者施策の考え方やこれまでの取組を述べるとともに、これらを踏まえて、地域に生きるすべての人が障がい者への差別をなくし、誰もがともに生きる社会をつくるためになすべきことを明記し、条例制定の決意を表明します。
第1条・第2条 目的・定義	条例を制定する目的や、条例に用いる「障がい者」「社会的障壁」「障害の社会モデル」等の定義を定めます。
第3条～第7条 基本理念及び責務等	障がいを理由とする差別の解消のための取組における基本理念を定めます。 障がいを理由とする差別の解消のために、「市」「事業者」「市民等」のそれぞれが負う責務と、「障がい者等」が担うべき役割を定めます。
第8条・第9条 不当な差別的取扱いの禁止・合理的な配慮	障がい者に対する不当な差別的取扱いを禁止します。 合理的な配慮について、市及び事業者には義務として、市民等には努力義務として定めます。
第10条～第14条 差別相談、紛争解決の仕組み	障がいを理由とする差別に関する相談体制及びその解決のための仕組み（市長による助言又はあっせん及びこれに従わない場合の勧告・公表）を定めます。
第15条 町田市障がい者差別解消調整委員会	障がいを理由とする差別の解決のための市長による助言又はあっせんに関する附属機関である、町田市障がい者差別解消調整委員会の設置及びその委員構成等を定めます。

○ 2024年10月1日から施行します。

問合せ先	地域福祉部 障がい福祉課長 金子	電話	724-2147
------	------------------	----	----------

議案概要

議案名	第20号議案 町田市国民健康保険条例の一部を改正する条例
-----	------------------------------

【議案提出の目的】

国民健康保険財政の健全化を図ることを目的として、第6期町田市国民健康保険事業財政改革計画に基づき、国民健康保険税の税率及び税額を改定するため、所要の改正をするものです。

【議案の内容】

- 町田市国民健康保険運営協議会からの答申を受けて、国民健康保険税の税率及び税額を次のとおり改定します。

<改定前>

医療分		後期高齢者支援金分		介護分	
所得割	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割
6.25%	36,500円	2.09%	12,100円	1.94%	14,600円



<改定後>

医療分		後期高齢者支援金分		介護分	
所得割	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割
6.61%	38,900円	2.22%	12,900円	2.00%	15,000円
+0.36pt	+2,400円	+0.13pt	+800円	+0.06pt	+400円

[モデルケースにおける年税額]

- ・3人世帯の場合

(夫43歳→前年中の所得\*260万円、妻41歳→所得なし、子ども→所得なし)

<改定前>442,280円 → <改定後>466,980円 (増額24,700円)

※ 所得は収入から必要経費を控除した額です。

- 2024年4月1日から施行します。

【関係法令】

- 地方税法第703条の4 (国民健康保険税)

問合せ先	いきいき生活部 保険年金課長 武藤	電話	724-4027
------	-------------------	----	----------

議案概要

<b>議案名</b>	<b>第21号議案 町田市介護保険条例の一部を改正する条例</b>
------------	-----------------------------------

**【議案提出の目的】**

第9期町田市介護保険事業計画に基づき、2024年度から2026年度までの第1号被保険者の介護保険料を改定するため、所要の改正をするものです。

**【議案の内容】**

○ 町田市介護保険事業計画・高齢者福祉計画審議会からの答申を受けて、介護保険料の月額基準額を6,040円とし、あわせて所得段階の区分を15段階から19段階とし、所得段階ごとの介護保険料を設定します。

課税状況	要件	所得区分	保険料率	第8期事業計画		要件	所得区分	保険料率	第9期事業計画			
				年額	月額				年額	月額		
生活保護受給者等	生活保護受給者等※1	第1段階	0.30 (0.50)※2	20,700円	(34,500円)※2	生活保護受給者等※1 高齢福祉年金受給者	第1段階	0.285 (0.455)※2	20,600円	(32,900円)※2		
非課税	高齢福祉年金受給者			80万円以下	1,725円 (2,875円)※2				25,800円 (43,100円)※2	80万円以下	1,721円 (2,748円)※2	27,100円 (41,600円)※2
		合計所得金額(特別控除後) + 課税年金所得額 + 課税年金収入額	80万円超 120万円以下	0.375 (0.625)※2	48,300円 (51,700円)※2	4,025円 (4,313円)※2	80万円超 120万円以下	0.375 (0.575)※2	2,265円 (3,473円)※2	49,600円 (50,000円)※2	4,137円 (4,167円)※2	
			120万円超	0.70 (0.75)※2	53,400円 4,456円	69,000円 5,750円	120万円超	0.685 (0.69)※2	56,100円 4,681円	72,400円 6,040円		
	課税	合計所得金額(特別控除後)	80万円以下	0.775	74,100円 6,181円	84,500円 7,044円	80万円以下	0.775	77,900円 6,493円	88,700円 7,399円		
			80万円超	第5段階(基準額)	1.00	96,600円 8,050円	110,400円	80万円超	1.00	101,400円 8,456円	115,900円 9,664円	
				第6段階	1.075	110,400円	9,200円	125万円未満	1.075	126,800円 10,570円	137,700円 11,476円	
			125万円未満	第7段階	1.225	124,200円	10,350円	125万円以上 190万円未満	第7段階	1.225	148,500円 12,382円	159,400円 13,288円
			125万円以上 190万円未満	第8段階	1.40	138,000円	11,500円	190万円以上 300万円未満	第8段階	1.40	170,300円 14,194円	181,200円 15,100円
			190万円以上 300万円未満	第9段階	1.60	151,800円	12,650円	300万円以上 400万円未満	第9段階	1.60	195,600円 16,308円	210,100円 17,516円
			300万円以上 500万円未満	第10段階	1.80	165,600円	13,800円	400万円以上 500万円未満	第10段階	1.75	224,600円 18,724円	239,100円 19,932円
			500万円以上 700万円未満	第11段階	2.00	179,400円	14,950円	500万円以上 600万円未満	第11段階	1.90	224,600円 18,724円	239,100円 19,932円
			700万円以上 900万円未満	第12段階	2.20	193,200円	16,100円	600万円以上 700万円未満	第12段階	2.05	224,600円 18,724円	239,100円 19,932円
			900万円以上 1,100万円未満	第13段階	2.40	193,200円	16,100円	700万円以上 800万円未満	第13段階	2.20	224,600円 18,724円	239,100円 19,932円
			1,100万円以上 1,300万円未満	第14段階	2.60	193,200円	16,100円	800万円以上 900万円未満	第14段階	2.35	224,600円 18,724円	239,100円 19,932円
			1,300万円以上 1,500万円未満	第15段階	2.80	193,200円	16,100円	900万円以上 1,100万円未満	第15段階	2.50	224,600円 18,724円	239,100円 19,932円
1,500万円以上	第15段階	2.80	193,200円	16,100円	1,100万円以上 1,300万円未満	第16段階	2.70	224,600円 18,724円	239,100円 19,932円			
					1,300万円以上 1,500万円未満	第17段階	2.90	224,600円 18,724円	239,100円 19,932円			
					1,500万円以上 2,000万円未満	第18段階	3.10	224,600円 18,724円	239,100円 19,932円			
					2,000万円以上	第19段階	3.30	224,600円 18,724円	239,100円 19,932円			

※1 生活保護受給者、中国残留邦人等の支援給付受給者です。  
 ※2 ( )内は、消費税を財源とした公費による保険料軽減前の保険料率及び保険料額です。  
 ○ 2024年4月1日から施行します。

**【関係法令】**

○ 介護保険法第129条第2項(保険料)

問合せ先	いきいき生活部 介護保険課長 江藤	電話	724-4364
------	-------------------	----	----------

議案概要

議案名	第22号議案 町田市介護保険給付費準備基金条例の一部を改正する条例		
<p><b>【議案提出の目的】</b> 時限的な基金の積立額について、所期の目的を達成したため、所要の改正をするものです。</p> <p><b>【議案の内容】</b></p> <p>○ 基金として積み立てる額から「介護保険法附則第10条第2項の規定により町田市に交付される額※」を削ります。</p> <p>※ 「介護保険法附則第10条第2項の規定により町田市に交付される額」とは、平成24年度に都道府県が財政安定化基金を取り崩し、その一部を市町村に交付した際の交付額をいいます。</p> <p>○ 公布の日から施行します。</p> <p><b>【関係法令】</b></p> <p>○ 介護保険法附則第10条第2項（財政安定化基金の特例）</p>			
問合せ先	いきいき生活部 介護保険課長 江藤	電話	724-4364

議案概要

議案名	指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等の厚生労働省令の改正に伴う議案について (第23号議案～第26号議案)
-----	--

【議案提出の目的】

厚生労働省令の改正に伴い、関係する規定を整備するため、所要の改正をするものです。

【議案の内容】

- 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等の厚生労働省令の改正に伴い、次の4本の条例について、事業の運営に関する基準を改正します。

[各条例の対象範囲]

対象者認定区分 事業内容	要介護1～5	要支援1、2
ケアプランの作成	第23号議案 町田市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例	第24号議案 町田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例
介護サービス(デイサービスやグループホームなど)の提供	第25号議案 町田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例	第26号議案 町田市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例

<各議案共通事項>

- ・事業所の運営規程等の重要事項について、ウェブサイトに掲載することを義務付けます。
- ・身体的拘束等について、利用者や他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合以外行ってはならないことを明示し、身体的拘束等を行った場合は記録することを義務付けます。
- ・2024年4月1日から施行します。

<各議案個別事項>

- 第23号議案 町田市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例
  - ・利用者の面接を行うにあたり、一定の要件を満たした場合は、テレビ電話装置等を活用して行うことができることとします。
  - ・事業所ごとに、利用者の数に応じて配置が必要となる介護支援専門員(ケアマネジャー)の人員基準を緩和します。
  - ・管理者が兼務できる事業所の範囲について、同一敷地内における他の事業所、施設等に限定する規定を削除します。
  - ・事業者の負担軽減を図るため、事業者が利用者に対して、過去6か月間の全ケアプランにおける各サービスの割合等を説明し理解を得ることについて、「義務」から「努力義務」へ変更します。



- **第 24 号議案 町田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例**
  - ・利用者の面接を行うにあたり、一定の要件を満たした場合は、テレビ電話装置等を活用して行うことができることとします。
  - ・現在、地域包括支援センターのみが受けられる指定介護予防支援事業者の指定を、新たに指定居宅介護支援事業者も受けることができるようになることに伴い、関係する規定を整備します。
- **第 25 号議案 町田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例**
  - ・管理者が兼務できる事業所の範囲について、同一敷地内における他の事業所、施設等に限定する規定を削除します。
  - ・利用者の安全や、介護サービスの質の確保等に資する方策を検討するための委員会を開催することを義務付けます。
  - ・入居者の医療を行う「協力医療機関」の要件を明確にするとともに、感染症発生時等の医療機関との取り決めに関する規定を加えます。
  - ・生産性向上に資する先進的な取組（ICT 機器等の活用等）によって、サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われている場合は、人員配置基準を特例的に緩和します。
- **第 26 号議案 町田市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例**
  - ・管理者が兼務できる事業所の範囲について、同一敷地内における他の事業所、施設等に限定する規定を削除します。
  - ・利用者の安全や、介護サービスの質の確保等に資する方策を検討するための委員会を開催することを義務付けます。
  - ・入居者の医療を行う「協力医療機関」の要件を明確にするとともに、感染症発生時等の医療機関との取り決めに関する規定を加えます。

**【関係法令】**

- 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成 11 年厚生労働省令第 38 号）
- 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 37 号）
- 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 34 号）
- 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 36 号）

問合せ先

いきいき生活部 介護保険課長 江藤

電話

724-4364

## 議案概要

議案名	第27号議案 町田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例		
<p><b>【議案提出の目的】</b> 内閣府令の改正に伴い、関係する規定を整備するため、所要の改正をするものです。</p> <p><b>【議案の内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 特定教育・保育施設等の運営規程等の重要事項について、書面掲示に加え、インターネットを利用して公開することを義務付けます。</li><li>○ 特定教育・保育施設等が電磁的記録により作成している情報を、保護者に交付する場合の方法について、「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法」としていたものを「電磁的記録媒体その他これに準ずる方法」に改めます。</li><li>○ 2024年4月1日から施行します。</li></ul> <p><b>【関係法令】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）</li></ul>			
問合せ先	子ども生活部 保育・幼稚園課長 三浦	電話	724-2138

議案概要

議案名	第28号議案 町田市屋外広告物条例
-----	-------------------

【議案提出の目的】

東京都から屋外広告物等に係る条例の制定に関する権限の移譲を受け、屋外広告物等について市独自の規制等を行い、地域特性を活かした良好な景観を形成すること等を目的として、制定するものです。

【議案の内容】

○ 市の地域特性を活かした取組を推進し、これまで以上に市の自然、歴史、文化等に配慮した良好な景観の形成等を目指し、屋外広告物等について以下のとおり定めます。

構成	主な内容
第1章 総則	条例制定の目的や用語の定義、市等の責務を定めます。
第2章 屋外広告物等の制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋外広告物等の表示や設置を禁止する区域及び物件を定めます。</li> <li>・許可を受けずに表示や設置ができる屋外広告物等を定めます。</li> <li>・屋外広告物等の規格や基準を定めます。</li> </ul>
第3章 屋外広告物等の許可等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋外広告物等の表示や設置に係る許可の手続、期間、特例、申請手数料等について定めます。</li> <li>・屋外広告物等の管理者及び除却について定めます。</li> </ul>
第4章 監督	屋外広告物等に係る許可の取消し、違反に対する措置等を定めます。
第5章 雑則	「町田市街づくり景観審議会」への意見聴取、市長による屋外広告物等に係る調査の権限等について定めます。
第6章 罰則	条例に違反した者に対する罰則を定めます。

○ 町田市独自の取組として、以下の3点を定めます。

① 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域及び市街化調整区域のうち用途地域の指定のない区域において、低層住宅地の良好な街並みを維持し、丘陵地の自然豊かな風景を守るため、屋外広告物等の高さや色彩等の基準を「東京都屋外広告物条例」よりも強化します。

例) 地上からの広告物の高さ 都条例：10メートル以下→市条例：4メートル以下 等

② 拠点的な駅周辺等において、エリアマネジメント広告<sup>※1</sup>の活用を推進するため、「エリアマネジメント広告活用計画」の認定制度を設けます。また、景観に関する専門的な知識や経験を有する「景観アドバイザー」を、エリアマネジメント広告を実施する団体に派遣できるようにします。

※1 広告料収入を地域における美化活動等の公共的な取組に要する費用に充てることを目的として表示し、又は設置する屋外広告物等のことです。

③ 市が市民からの提案に基づき、景観の保全を目的に登録する「地域景観資源」<sup>※2</sup>について、市長の指定により屋外広告物等の表示等を禁止できる規定を設けます。

※2 地域景観資源とは、地域の景観を特徴づけ、市民に親しまれている自然資源、施設、名勝地等のうち、保全の必要があると認められるもののことです。

○ 2024年10月1日から施行します。

### 【制定によって何が変わるか】

屋外広告物等に係る許認可や規制を定める権限は、原則として都道府県、政令指定都市、中核市にあり、現在は、東京都が定める条例に基づく都内全体<sup>※3</sup>の統一したルールにより、一体的な運用がなされています。  
<sup>※3</sup> 中核市である八王子市を除く。

このたび、東京都との協議を経て、東京都から町田市に、屋外広告物等に係る規制等を定める条例を制定する権限が移譲されることとなり、今後は地域の特性に応じ、市が主体的にルールを定めることが可能となります。

本条例の制定により、景観形成に大きく影響を及ぼす屋外広告物等について、建築物等と一体的な景観誘導を図り、町田市の地域特性に応じた景観形成を実現していきます。

具体的な内容は次のとおりです。

- 市街地全体の約 64%を占める低層住宅地の景観形成に重点を置き、都条例よりも屋外広告物等の高さや色彩に関する基準を強化します。そのことで、地域の歴史や文化、人々の暮らしや営みによって培ってきた街並みを守っていきます。
- 今後の多摩都市モノレール延伸等を見据え、北部丘陵等の市街化調整区域のうち用途地域の指定のない区域において、低層住宅地と同程度の基準とし、丘陵地の豊かな自然との調和を図ります。
- 町田駅周辺では、魅力の向上等を図るエリアマネジメント活動の重要な手段として、屋外広告物を活用しています。こうしたエリアマネジメント広告の許認可を、市が地域の実情を踏まえて判断できるようになり、より機動的、効果的に運用できるようになります。
- これまで東京都と町田市に分散していた屋外広告物等の許可申請の窓口を、町田市に一本化することにより、市民や事業者の皆様の利便性を向上させ、負担の軽減を図ります。

※2024年10月1日の施行に向けて、屋外広告業者などを対象とした説明会の開催や、市公式ホームページや広報まちだでの周知、ポスターの掲示、窓口での案内等を行う予定です。

※2024年10月1日の施行に向けて、2024年度から庁内における景観と屋外広告物等の担当部署を一本化し、運用体制を整えます。

### 【議案の法的根拠】

- 屋外広告物法（昭和 24 年法律第 189 号）

問合せ先

都市づくり部 地区街づくり課長 荒木

電話

724-4266

## 議案概要

議案名	第29号議案 町田市景観条例の一部を改正する条例		
<b>【議案提出の目的】</b>			
「町田市景観計画」の改定及び街づくり等に関する審議会の一元化にあわせて、関係する規定を整備するため、所要の改正をするものです。			
<b>【議案の内容】</b>			
○ 前文について、「まちだ未来づくりビジョン2040」、「町田市都市づくりのマスタープラン」で示したまちの将来像「思わず出歩きたくなるまち」、「町田ならではの活動や暮らしが楽しめるまち」を盛り込むとともに、条例制定以降の景観及び街づくりの成果を反映し、さらなる発展を目指すため、文章表現を一部改めます。			
○ 良好な景観への誘導を図るため、次の事前協議制度を導入します。			
・ 近年、増加傾向にある「特定屋内広告物」*について、新たに本条例に用語を定義付け、特定屋内広告物を表示する際は、事前に協議をすることを義務付けます。			
※ 特定屋内広告物とは、建築物内部の窓その他の開口部から屋外の公衆に対して常時又は一定の期間継続して表示する広告物で、道路等の公共施設から視認することができるものです。			
・ 景観法に基づく届出や、新たに制定する「町田市屋外広告物条例」に基づく許可又は認定の申請について、届出等を行う前の段階で、事業者等と景観に係る調整を効果的に行うことができるよう、事前に協議をすることを義務付けます。			
○ 景観施策を推進するにあたり、次の仕組みを設けます。			
・ 景観に関する専門的な知識や経験を持つ専門家を「景観アドバイザー」として位置付け、市が景観に関する指導又は助言を行うにあたり、当該アドバイザーに意見を求めることができるようにします。			
・ 市と連携及び協力して良好な景観の形成を推進する市民を、「景観づくり市民推進員」として登録する制度を設けます。			
・ 「町田市住みよい街づくり条例」に規定する「街づくりアドバイザー」を、景観づくりに関わる活動を行う者に対しても派遣できるようにします。			
○ 「街づくり」「景観」「屋外広告物」の3つの分野を総合的に調査審議する「町田市街づくり景観審議会」の設置に伴い、現行の町田市景観審議会を廃止します。			
○ 2024年10月1日から施行します。			
<b>【関係法令】</b>			
○ 景観法（平成16年法律第110号）			
問合せ先	都市づくり部 地区街づくり課長 荒木	電話	724-4266

## 議案概要

議案名	第30号議案 町田市街づくり景観審議会条例		
<p><b>【議案提出の目的】</b> 「街づくり」「景観」「屋外広告物」の3つの分野に係る事項を調査審議する「町田市街づくり景観審議会」を設置し、市の街づくり及び景観づくりを総合的に推進するため、制定するものです。</p> <p><b>【議案の内容】</b></p> <p>○ 現行の「町田市景観審議会」及び「町田市街づくり審査会」の機能を統合し、「屋外広告物」の分野を加えた「町田市街づくり景観審議会」を新たに設置します。</p> <p>○ 町田市街づくり景観審議会について、主に次の事項を定めます。</p> <p>＜審議会の所掌事務＞</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・町田市景観条例の規定により審議会の権限に属する事項</li><li>・町田市住みよい街づくり条例の規定により審議会の権限に属する事項</li><li>・町田市屋外広告物条例の規定により審議会の権限に属する事項</li><li>・その他市長が必要と認める事項</li></ul> <p>＜委員構成＞</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・学識経験を有する者 7人以内</li><li>・街づくり又は景観づくりに関係する団体の代表 7人以内</li><li>・公募による市民 2人以内</li></ul> <p>○ 2024年10月1日から施行します。</p> <p><b>【関係法令】</b></p> <p>○ 地方自治法（昭和22年法律第67号）</p>			
問合せ先	都市づくり部 地区街づくり課長 荒木	電話	724-4266

## 議案概要

議案名	第31号議案 町田市住みよい街づくり条例の一部を改正する条例		
<p><b>【議案提出の目的】</b> 街づくり等に関する審議会の一元化にあわせて関係する規定を整理するとともに、「街づくりアドバイザー」の派遣対象を拡大するため、所要の改正をするものです。</p> <p><b>【議案の内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 「街づくり」「景観」「屋外広告物」の3つの分野を総合的に調査審議する「町田市街づくり景観審議会」の設置に伴い、現行の町田市街づくり審査会を廃止します。</li><li>○ これから街づくり活動を開始しようとする市民に対し、活動の初期段階から支援を行い、実現を後押しするため、「街づくりアドバイザー」の派遣対象を拡大します。</li><li>○ 2024年10月1日から施行します。</li></ul>			
問合せ先	都市づくり部 地区街づくり課長 荒木	電話	724-4266

議案概要

議案名	第32号議案 町田市立公園条例の一部を改正する条例																																
<p><b>【議案提出の目的】</b>  町田えびね苑を市立公園に位置付け、より一層の活用を図るため、及び市立公園の開園期間等を定めるため、所要の改正をするものです。</p> <p><b>【議案の内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本条例の附則で「町田えびね苑条例」を廃止するとともに、町田えびね苑を、町田市立公園条例に定める市立公園に位置付けます。</li> <li>○ 市立公園の開園期間及び開園時間を次のとおり定めます。</li> </ul> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">市立公園の名称</th> <th style="text-align: center;">開園期間</th> <th style="text-align: center;">開園時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>町田かたかごの森</td> <td>カタクリの開花期間</td> <td>午前10時～午後3時</td> </tr> <tr> <td>かしの木山自然公園</td> <td>通年</td> <td>午前8時30分～午後4時30分</td> </tr> <tr> <td>堂之坂公苑</td> <td>通年</td> <td>午前8時30分～午後5時30分</td> </tr> <tr> <td>常盤公園</td> <td>通年</td> <td>午前8時～午後5時</td> </tr> <tr> <td>沼中央広場</td> <td>通年</td> <td>午前6時～午後7時</td> </tr> <tr> <td>忠生スポーツ公園</td> <td>通年</td> <td>午前6時～午後9時</td> </tr> <tr> <td>町田えびね苑</td> <td>通年</td> <td>午前9時30分～午後4時</td> </tr> <tr> <td>香山緑地</td> <td>1月4日～12月28日</td> <td>午前7時～午後10時</td> </tr> <tr> <td>上記以外の市立公園</td> <td>通年</td> <td>常時</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 開園期間及び開園時間に関する規定は2024年4月1日（香山緑地については別途規則で定める日）から、町田えびね苑に関する規定は2025年4月1日から施行します。</li> </ul> <p><b>【改正により何が変わるか】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 現在、町田えびね苑は、「町田えびね苑条例」に基づく公の施設として運営しており、えびねとあじさいの開花時期のみ開園し、えびねの開花期間は入苑料を徴収しています。</li> <li>○ 今回の改正により、町田えびね苑を「町田市立公園条例」に基づく市立公園とし、入苑者数が減少傾向にある中、より多くの方に利用していただけるよう、えびねやあじさいの開花時期だけでなく年間を通して開園し、無料で散策していただけるように変更します。</li> <li>○ また、町田えびね苑を含む四季彩の杜全体の魅力が向上するよう、近隣の薬師池公園をはじめとした施設との連携を図り、樹林空間や山野草を楽しめる特色ある公園として活用をしていきます。</li> </ul>				市立公園の名称	開園期間	開園時間	町田かたかごの森	カタクリの開花期間	午前10時～午後3時	かしの木山自然公園	通年	午前8時30分～午後4時30分	堂之坂公苑	通年	午前8時30分～午後5時30分	常盤公園	通年	午前8時～午後5時	沼中央広場	通年	午前6時～午後7時	忠生スポーツ公園	通年	午前6時～午後9時	町田えびね苑	通年	午前9時30分～午後4時	香山緑地	1月4日～12月28日	午前7時～午後10時	上記以外の市立公園	通年	常時
市立公園の名称	開園期間	開園時間																															
町田かたかごの森	カタクリの開花期間	午前10時～午後3時																															
かしの木山自然公園	通年	午前8時30分～午後4時30分																															
堂之坂公苑	通年	午前8時30分～午後5時30分																															
常盤公園	通年	午前8時～午後5時																															
沼中央広場	通年	午前6時～午後7時																															
忠生スポーツ公園	通年	午前6時～午後9時																															
町田えびね苑	通年	午前9時30分～午後4時																															
香山緑地	1月4日～12月28日	午前7時～午後10時																															
上記以外の市立公園	通年	常時																															
問合せ先	都市づくり部	公園緑地課 公園管理担当課長 家木	電話 724-4399																														



## 議案概要

議案名	第33号議案 町田市緑地保全基金条例の一部を改正する条例										
<p><b>【議案提出の目的】</b> 基金を充てることができる事業の範囲を拡大するため、所要の改正をするものです。</p> <p><b>【議案の内容】</b></p> <p>○ 公園用地の取得において基金を充てることができる対象を、都市公園だけでなく、都市公園以外の公園も含めた「市立公園」とします。</p> <p>《基金充当の対象事業》</p> <table border="1" data-bbox="177 566 1471 862"><thead><tr><th data-bbox="177 566 750 611">改正前</th><th data-bbox="900 566 1471 611">改正後</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="177 611 750 689">町田市ふるさとの森の用地取得事業</td><td data-bbox="900 611 1471 689">町田市ふるさとの森の用地取得事業</td></tr><tr><td data-bbox="177 689 750 779">都市公園の用地取得事業</td><td data-bbox="900 689 1471 779">市立公園（都市公園＋都市公園以外の公園）の用地取得事業</td></tr><tr><td data-bbox="177 779 750 862">環境保全に係る植樹事業</td><td data-bbox="900 779 1471 862">環境保全に係る植樹事業</td></tr></tbody></table> <p>○ 2024年4月1日から施行します。</p> <p><b>【改正により何が変わるか】</b></p> <p>○ 町田市立公園条例に基づき設置する都市公園以外の公園には、借地の公園や、特別緑地保全地区などがあります。本改正により、都市公園以外の公園も基金を活用して用地取得ができるよう対象を拡大することで、より多くの緑地の保全を進めていきます。</p>				改正前	改正後	町田市ふるさとの森の用地取得事業	町田市ふるさとの森の用地取得事業	都市公園の用地取得事業	市立公園（都市公園＋都市公園以外の公園）の用地取得事業	環境保全に係る植樹事業	環境保全に係る植樹事業
改正前	改正後										
町田市ふるさとの森の用地取得事業	町田市ふるさとの森の用地取得事業										
都市公園の用地取得事業	市立公園（都市公園＋都市公園以外の公園）の用地取得事業										
環境保全に係る植樹事業	環境保全に係る植樹事業										
問合せ先	都市づくり部 公園緑地課長 新	電話	724-4397								

議案概要

議案名	第34号議案 町田市立学校設置条例の一部を改正する条例																									
<p><b>【議案提出の目的】</b> 本町田地区及び南成瀬地区における小学校の統合に伴い、所要の改正をするものです。</p>																										
<p><b>【議案の内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本町田地区 本町田東小学校及び本町田小学校を廃止し、現在の本町田小学校の位置に「本町田ひなた小学校」を開校します。</li> <li>○ 南成瀬地区 南第二小学校及び南成瀬小学校を廃止し、現在の南成瀬小学校の位置に「成瀬小学校」を開校します。</li> <li>○ 2025年4月1日から施行します。</li> </ul>																										
<p><b>【補足説明】</b></p>																										
<p>本改正では、2025年度に実施する学校の統合に伴う改正を行っています。今後は、以下の学校の統合又は位置の変更に際して、本条例を改正する予定です。</p>																										
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本町田ひなた小学校 2025年度に開校後、現在の本町田東小学校の位置に校舎を新設し、2028年度に町田第三小学校を統合し、新校舎に移転します。</li> </ul>																										
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th style="text-align: center;">2025年度</th> <th style="text-align: center;">2026年度</th> <th style="text-align: center;">2027年度</th> <th style="text-align: center;">2028年度～</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">本町田小学校</td> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">→ 統合 →</td> <td colspan="4" style="background-color: #fce4d6;">【名称】 本町田ひなた小学校</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">本町田東小学校</td> <td colspan="2" style="background-color: #d9e1f2;">【位置】 本町田小学校の位置</td> <td colspan="2" style="background-color: #d9e1f2;">本町田東小学校の位置</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">町田第三小学校</td> <td></td> <td colspan="3"></td> <td style="background-color: #d9e1f2;">→ 統合 →</td> </tr> </tbody> </table>						2025年度	2026年度	2027年度	2028年度～	本町田小学校	→ 統合 →	【名称】 本町田ひなた小学校				本町田東小学校	【位置】 本町田小学校の位置		本町田東小学校の位置		町田第三小学校					→ 統合 →
		2025年度	2026年度	2027年度	2028年度～																					
本町田小学校	→ 統合 →	【名称】 本町田ひなた小学校																								
本町田東小学校		【位置】 本町田小学校の位置		本町田東小学校の位置																						
町田第三小学校					→ 統合 →																					
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 成瀬小学校 2025年度に開校後、現在の南第二小学校の位置に校舎を新設し、2028年度に新校舎に移転します。</li> </ul>																										
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th style="text-align: center;">2025年度</th> <th style="text-align: center;">2026年度</th> <th style="text-align: center;">2027年度</th> <th style="text-align: center;">2028年度～</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">南第二小学校</td> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">→ 統合 →</td> <td colspan="4" style="background-color: #fce4d6;">【名称】 成瀬小学校</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">南成瀬小学校</td> <td colspan="2" style="background-color: #d9e1f2;">【位置】 南成瀬小学校の位置</td> <td colspan="2" style="background-color: #d9e1f2;">南第二小学校の位置</td> </tr> </tbody> </table>						2025年度	2026年度	2027年度	2028年度～	南第二小学校	→ 統合 →	【名称】 成瀬小学校				南成瀬小学校	【位置】 南成瀬小学校の位置		南第二小学校の位置							
		2025年度	2026年度	2027年度	2028年度～																					
南第二小学校	→ 統合 →	【名称】 成瀬小学校																								
南成瀬小学校		【位置】 南成瀬小学校の位置		南第二小学校の位置																						
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 鶴川西地区 2026年度に鶴川中央小学校を開校後、現在の鶴川第四小学校の位置に校舎を新設し、2029年度に新校舎に移転します。</li> </ul>																										
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th style="text-align: center;">2026年度</th> <th style="text-align: center;">2027年度</th> <th style="text-align: center;">2028年度</th> <th style="text-align: center;">2029年度～</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">鶴川第三小学校</td> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">→ 統合 →</td> <td colspan="4" style="background-color: #fce4d6;">【名称】 鶴川中央小学校</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">鶴川第四小学校</td> <td colspan="2" style="background-color: #d9e1f2;">【位置】 鶴川第三小学校の位置</td> <td colspan="2" style="background-color: #d9e1f2;">鶴川第四小学校の位置</td> </tr> </tbody> </table>						2026年度	2027年度	2028年度	2029年度～	鶴川第三小学校	→ 統合 →	【名称】 鶴川中央小学校				鶴川第四小学校	【位置】 鶴川第三小学校の位置		鶴川第四小学校の位置							
		2026年度	2027年度	2028年度	2029年度～																					
鶴川第三小学校	→ 統合 →	【名称】 鶴川中央小学校																								
鶴川第四小学校		【位置】 鶴川第三小学校の位置		鶴川第四小学校の位置																						
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 鶴川東地区 2029年度に鶴川東小学校を開校後、現在の鶴川第二小学校の位置に校舎を新設し、2033年度に新校舎に移転します。</li> </ul>																										
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th style="text-align: center;">2029年度</th> <th style="text-align: center;">2030年度</th> <th style="text-align: center;">2031年度</th> <th style="text-align: center;">2032年度</th> <th style="text-align: center;">2033年度～</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">鶴川第二小学校</td> <td style="text-align: center;">→</td> <td colspan="4" style="background-color: #fce4d6;">【名称】 鶴川東小学校</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td colspan="2" style="background-color: #d9e1f2;">【位置】 鶴川第三小学校の位置</td> <td colspan="2" style="background-color: #d9e1f2;">鶴川第二小学校の位置</td> </tr> </tbody> </table>						2029年度	2030年度	2031年度	2032年度	2033年度～	鶴川第二小学校	→	【名称】 鶴川東小学校						【位置】 鶴川第三小学校の位置		鶴川第二小学校の位置					
		2029年度	2030年度	2031年度	2032年度	2033年度～																				
鶴川第二小学校	→	【名称】 鶴川東小学校																								
		【位置】 鶴川第三小学校の位置		鶴川第二小学校の位置																						
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 南第一小学校地区 2027年度から校舎の建替えを行い、2030年度に新校舎に移転します。</li> </ul>																										
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th style="text-align: center;">2027年度</th> <th style="text-align: center;">2028年度</th> <th style="text-align: center;">2029年度</th> <th style="text-align: center;">2030年度～</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">南第一小学校</td> <td style="text-align: center;">【位置】</td> <td colspan="2" style="background-color: #d9e1f2;">南中学校の位置</td> <td colspan="2" style="background-color: #d9e1f2;">南第一小学校の位置</td> </tr> </tbody> </table>						2027年度	2028年度	2029年度	2030年度～	南第一小学校	【位置】	南中学校の位置		南第一小学校の位置												
		2027年度	2028年度	2029年度	2030年度～																					
南第一小学校	【位置】	南中学校の位置		南第一小学校の位置																						
<p>問合せ先</p>	<p>学校教育部 学務課長 高野</p>			<p>電話</p>	<p>724-2176</p>																					

議案概要

議案名	第35号議案 町田市学童保育クラブ設置条例の一部を改正する条例
-----	---------------------------------

【議案提出の目的】

本町田地区及び南成瀬地区における小学校の統合にあわせて、学童保育クラブの名称と位置を変更するため、所要の改正をするものです。

【議案の内容】

- 本町田東小学校、本町田小学校、南第二小学校及び南成瀬小学校内の学童保育クラブを廃止し、2025年4月に開校する本町田ひなた小学校及び成瀬小学校内に、学童保育クラブを設置します。

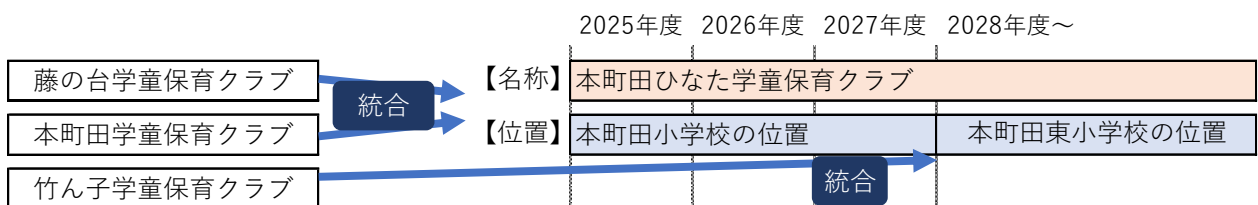
改正前	改正後	
藤の台学童保育クラブ（本町田東小内）	統合 →	本町田ひなた学童保育クラブ （本町田ひなた小内）
本町田学童保育クラブ（本町田小内）		
そよかぜ学童保育クラブ（南第二小内）	統合 →	成瀬学童保育クラブ （成瀬小内）
なんなる学童保育クラブ（南成瀬小内）		

- 2025年4月1日から施行します。

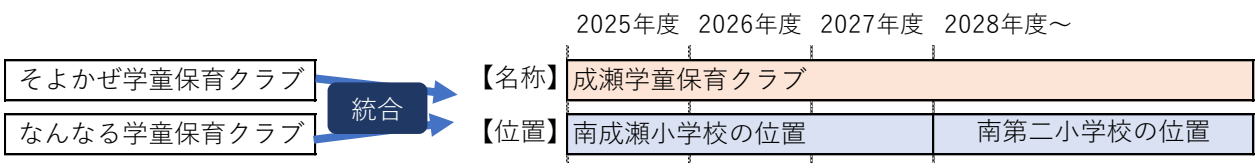
【補足説明】

本改正では、2025年度に実施する学校の統合にあわせて改正を行っています。今後、学校の統合又は位置の変更にあわせて、本条例を改正する予定です。

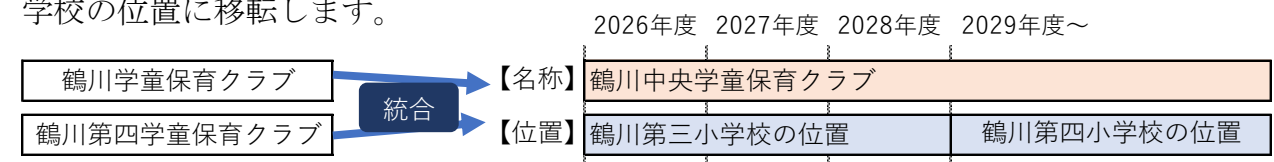
- 本町田ひなた学童保育クラブ 2028年度に町田第三小学校内の竹ん子学童保育クラブを統合し、現在の本町田東小学校の位置に移転します。



- 成瀬学童保育クラブ 2028年度に現在の南第二小学校の位置に移転します。



- 鶴川西地区 2026年度に鶴川中央学童クラブを設置し、2029年度に現在の鶴川第四小学校の位置に移転します。



- 鶴川東地区 2029 年度に鶴川東学童保育クラブを設置し、2033 年度に現在の鶴川第二小学校の位置に移転します。

鶴川第二学童保育クラブ	→	【名称】	2029年度 2030年度 2031年度 2032年度 2033年度～			
			鶴川東学童保育クラブ			
		【位置】	鶴川第三小学校の位置	鶴川第二小学校の位置		

- 南第一小学校地区 2027 年度に南第一さくら学童保育クラブの名称を「南第一学童保育クラブ」とし、南中学校の位置に移転後、2030 年度に南第一小学校の位置に移転します。

南第一さくら学童保育クラブ	→	【名称】	2027年度 2028年度 2029年度 2030年度～			
			南第一学童保育クラブ			
		【位置】	南中学校の位置	南第一小学校の位置		

問合せ先

子ども生活部 児童青少年課長 菊地

電話

724-2182

## 議案概要

議案名	第36号議案 町田市立小学校等の学校給食費に関する条例の一部を改正する条例		
<b>【議案提出の目的】</b>			
町田市立中学校において段階的に全員給食を実施することに伴い、学校給食費の公会計化の対象を拡大するため、所要の改正をするものです。			
<b>【議案の内容】</b>			
○ 学校給食費を公会計で徴収管理する学校を、現在の町田市立小学校と武蔵岡中学校に加え、今後全員給食を実施する中学校とします。それに伴い、条例名称を「町田市立学校の学校給食費に関する条例」とします。			
○ 公会計化の対象となる中学校は、全員給食の開始スケジュールに合わせ、別途規則で定めます。			
<b>【関係法令】</b>			
○ 学校給食法（昭和29年法律第160号）			
<b>【補足説明】</b>			
○ 学校給食費の公会計化は、保護者の利便性向上及び教員の負担軽減を図るため、2020年度に、全員給食を実施している小学校及び武蔵岡中学校で開始しました。			
○ 2022年3月に策定した「まちだの中学校給食センター計画」に基づき、2025年度までに次のスケジュールで全員給食及び公会計化を開始します。			
実施時期	対象中学校		
2024年9月	堺中学校		
2025年1月	鶴川中学校、鶴川第二中学校、薬師中学校、真光寺中学校、金井中学校		
2025年4月	町田第一中学校、町田第二中学校、町田第三中学校、忠生中学校、山崎中学校、木曾中学校、小山田中学校、小山中学校		
2025年9月	南大谷中学校、南中学校、つくし野中学校、成瀬台中学校、南成瀬中学校		
問合せ先	学校教育部 保健給食課長 押切	電話	724-2177

議案概要

議案名	第37号議案 町田市生涯学習審議会条例の一部を改正する条例
-----	-------------------------------

【議案提出の目的】

社会教育委員を廃止し、その職務を町田市生涯学習審議会に統合するため、所要の改正をするものです。

【議案の内容】

○ 本条例の附則で「町田市社会教育委員の設置に関する条例」を廃止し、現在の社会教育委員の職務である、教育委員会に対し意見を述べることを、生涯学習審議会の所掌事務に加えます。

○ 審議会の委員の構成を次のように改めます。

改正前		➔	改正後	
社会教育委員	8人以内		・学識経験を有する者	2人以内
生涯学習又は社会教育に関する関係機関の代表	5人以内		・学校教育の関係者	2人以内
公募による市民	2人以内		・家庭教育の向上に資する活動を行う者	1人
		生涯学習又は社会教育の関係者	8人以内	
		公募による市民	2人以内	

○ 必要に応じて専門的事項を調査するため、部会を置くことができるようにします。

○ 2024年4月1日から施行します。

【改正により何が変わるか】

○ 現在市では、「町田市社会教育委員の設置に関する条例」に基づき、社会教育委員を設置し、社会教育についてご意見をいただいています。また、社会教育を含む概念である「生涯学習」について調査審議する附属機関として「生涯学習審議会」を設置し、生涯学習について提言をいただいています。

○ 本改正により、これまで社会教育委員が行っていた職務を生涯学習審議会に取り入れ、社会教育及び生涯学習に係る第三者機関を一元化します。このことにより、生涯学習審議会において、社会教育と生涯学習について一体的に審議を行うことができ、より効果的に施策を推進していくことができます。

問合せ先	生涯学習部 生涯学習総務課長 江波戸	電話	724-2181
------	--------------------	----	----------

議案概要

議案名	第38号議案 東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約
-----	-----------------------------------

【議案提出の目的】

2024年度及び2025年度の後期高齢者医療保険料の軽減に係る経費を各市区町村の一般財源から負担金として支弁するため、規約の変更をするものです。

【議案の内容】

- 東京都後期高齢者医療広域連合では、2008年4月の制度設立以来、2年ごとの保険料改定期に合わせ、被保険者の保険料負担を軽減するため、各市区町村の負担による保険料軽減対策を実施してきました。
- 2024年度及び2025年度の2年間においても、引き続き、都内62市区町村の協議に基づき、保険料軽減対策を実施します。
- 2024年度及び2025年度の保険料率は以下のとおりです。

2024年度	均等割額		47,300円
	所得割率	旧ただし書き所得*58万円以下	8.78%
		旧ただし書き所得*58万円超	9.67%

2025年度	均等割額		47,300円
	所得割率		9.67%

[参考] <保険料軽減対策を実施しない場合>

2024年度	均等割額		49,600円
	所得割率	旧ただし書き所得*58万円以下	9.38%
		旧ただし書き所得*58万円超	10.29%

2025年度	均等割額		49,600円
	所得割率		10.29%

※ 旧ただし書き所得とは、住民税の賦課方式としては既に廃止されている、旧地方税法における住民税課税方式に関する条文のただし書きとして規定されていた方法を用いて算出される所得のことです。前年の総所得金額および山林所得金額ならびに株式・長期(短期)譲渡所得金額等の合計から地方税法に定める基礎控除額(合計所得金額が2,400万円以下の場合43万円)を控除した額です(雑損失の繰越控除額は控除しません)。

【議案の法的根拠】

- 地方自治法第291条の3 (広域連合の規約の変更)
- 地方自治法第291条の11 (議会の議決を要する協議)

問合せ先	いきいき生活部 保険年金課長 武藤	電話	724-4027
------	-------------------	----	----------

議案概要

議案名	第39号議案 忠生732号線(尾根緑道)道路改良工事(その4)請負契約
-----	-------------------------------------

【議案提出の目的】

町田市道忠生732号線(尾根緑道)において、歩行者等の安全を確保するため車道及び歩道の整備をする工事請負契約を締結するものです。

【議案の内容】

施工延長 390.0m

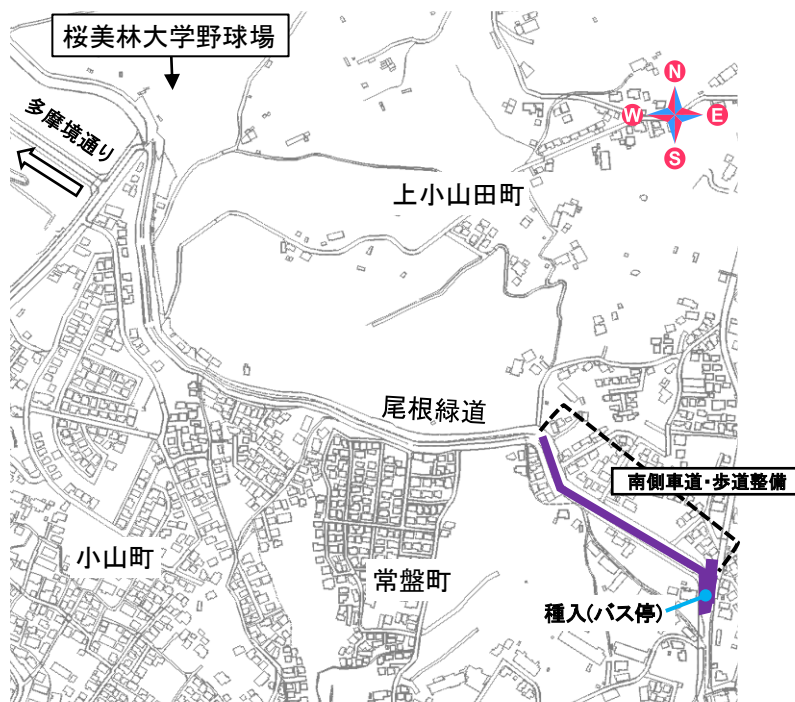
車道幅員 4.5m~9.0m

歩道幅員 3.0m~7.0m

- ・排水施設工事
- ・車道舗装工事
- ・歩道舗装工事
- ・横断抑止柵工事

外

<工事区域図>



■ 工事区域

【議案の法的根拠】

- 地方自治法第96条第1項第5号(契約の締結)
- 地方自治法施行令第121条の2第1項(議決に付すべき契約の基準)
- 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条(議決に付すべき契約)

【契約の概要】

- 契約目的 忠生732号線(尾根緑道)道路改良工事(その4)
- 契約方法 条件付一般競争入札
- 契約金額 251,768,880円
- 契約相手方 東京都町田市山崎町1635番地1  
岳大土木株式会社  
代表取締役 佐々木 信幸
- 工期 契約開始日から2025年3月14日まで

問合せ先	(契約内容) 財務部 契約課長 坂上 (工事内容) 道路部 道路整備課長 市川	電話	724-2523 724-1125
------	--	----	----------------------



議案概要

議案名	第40号議案 鶴川駅北口広場デッキ整備工事請負契約
-----	---------------------------

【議案提出の目的】

鶴川駅周辺再整備基本方針に基づき、駅南北の連絡性を向上させるため、鶴川駅北口広場デッキを整備する工事請負契約を締結するものです。

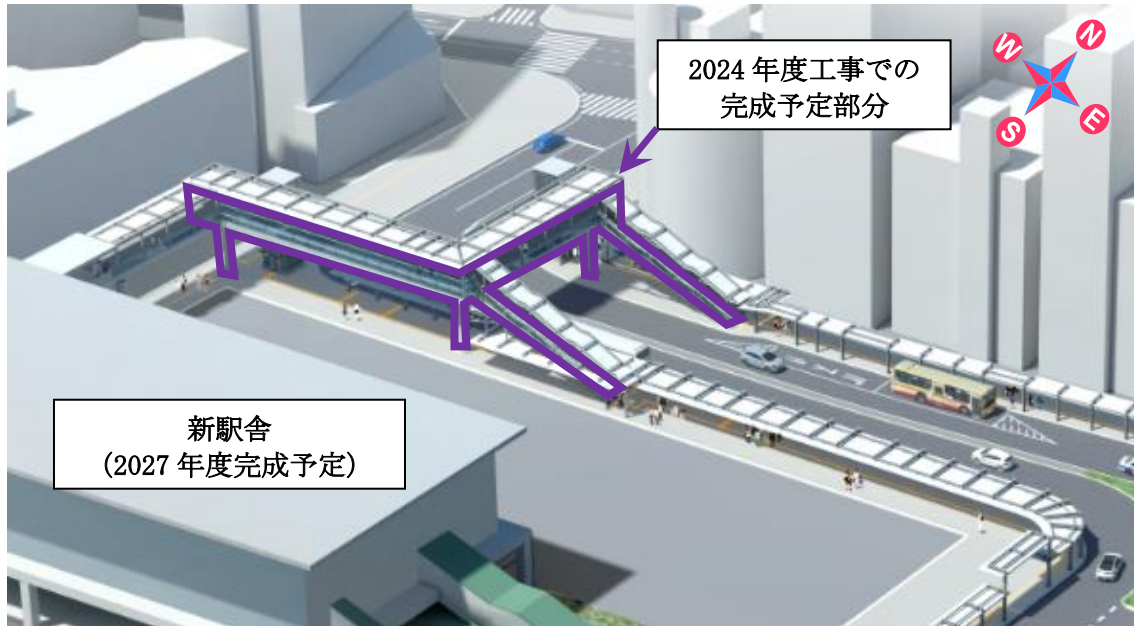
【議案の内容】

・歩行者デッキ新設工事 全長：60.8m 有効幅員：通路部 4.2m 階段部 2.0m

〈歩行者通路構造〉

デッキ 鋼構造	上部工全長	60.8m
	橋脚	3基
	階段	2基

〈完成平面図〉



【議案の法的根拠】

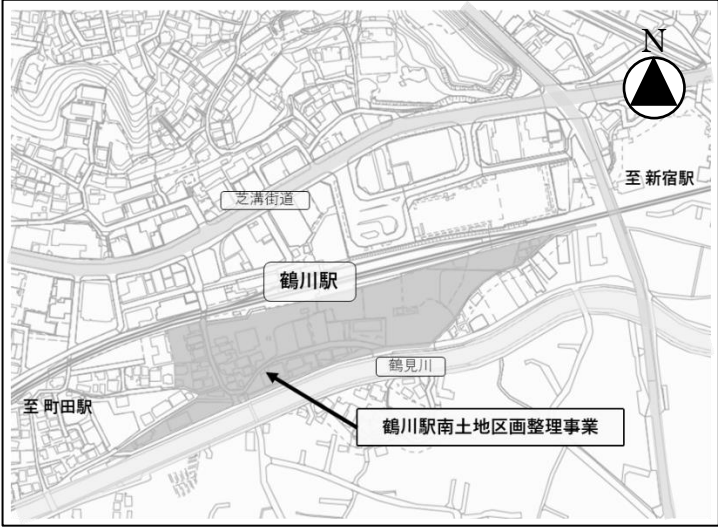
- 地方自治法第96条第1項第5号（契約の締結）
- 地方自治法施行令第121条の2第1項（議決に付すべき契約の基準）
- 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条（議決に付すべき契約）

【契約の概要】

- 契約目的 鶴川駅北口広場デッキ整備工事
- 契約方法 条件付一般競争入札
- 契約金額 300,336,300円
- 契約相手方 東京都中央区京橋二丁目16番1号  
清水・石井特定建設工事共同企業体  
代表者 清水建設株式会社 代表取締役 井上 和幸
- 工期 契約開始日から2025年3月24日まで

問合せ先	(契約内容) 財務部 契約課長 坂上	電話	724-2523
	(工事内容) 道路部 道路整備課長 市川		724-1125

## 議案概要

議案名	第41号議案 町田都市計画事業鶴川駅南土地区画整理事業に関する業務委託変更契約		
<b>【議案提出の目的】</b>			
町田都市計画事業鶴川駅南土地区画整理事業区域内全域の無電柱化及び雨水調整池の構造強化等に伴い、2021年4月に公益財団法人東京都都市づくり公社と締結した「町田都市計画事業鶴川駅南土地区画整理事業に関する業務委託契約」の契約額を変更するものです。			
<b>【議案の内容】</b>			
○ 契約額 ・ 6,732,724,000円（変更前：5,653,845,000円）			
<b>【議案の法的根拠】</b>			
○ 地方自治法第96条第1項第5号（契約の締結） ○ 地方自治法施行令第121条の2第1項（議決に付すべき契約の基準） ○ 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条（議決に付すべき契約）			
<b>【契約の概要】</b>			
○ 契約先 ・ 東京都八王子市子安町四丁目7番1号 公益財団法人東京都都市づくり公社 理事長 長谷川 明 ○ 契約額【変更点】 ・ 6,732,724,000円 （変更前：5,653,845,000円） ○ 契約期間 ・ 契約締結の日から2032年3月まで ○ 委託内容 ・ 計画、換地、補償、工事に係る事務事業等の委託			
			
位置図			
<b>【経緯】</b>			
2020年3月 町田都市計画事業鶴川駅南土地区画整理事業の事業開始 2021年4月 「町田都市計画事業鶴川駅南土地区画整理事業に関する業務委託契約」締結 2022年10月 第一回事業計画変更（変更内容：換地設計の決定に伴う設計図の変更等） 2023年10月 第二回事業計画変更（変更内容：土地区画整理事業区域内全域の無電柱化及び雨水調整池の構造強化等）			
問合せ先	都市づくり部 地区街づくり課長 荒木	電話	724-4214

議案概要

<p>議案名</p>	<p>第 4 2 号議案 市道路線の認定について</p>		
<p><b>【議案提出の目的】</b>          開発行為に伴い築造された道路、私道移管事業に伴い移管された道路及び今後整備予定の鶴川駅南口アクセス道路を市道として認定するものです。</p> <p><b>【議案の内容】</b>          ○ 町田 932 号線その他の合計 16 路線 総延長 1376mを市道として認定します。          このうち、鶴川 2144 号線は、川崎市道に市が重複して認定します。</p> <p><b>【議案の法的根拠】</b>          ○ 道路法第 8 条第 1 項及び第 2 項(市道路線の認定)          同条第 3 項及び第 4 項 (区域をこえた市道路線の認定)</p>			
<p>議案名</p>	<p>第 4 3 号議案 市道路線の廃止について</p>		
<p><b>【議案提出の目的】</b>          道路として機能のない路線を廃止するものです。</p> <p><b>【議案の内容】</b>          ○ 鶴川 108 号線その他の合計 2 路線 総延長 143mの市道を廃止します。</p> <p><b>【議案の法的根拠】</b>          ○ 道路法第 10 条第 1 項及び第 3 項(市道路線の廃止)</p>			
<p>問合せ先</p>	<p>道路部 道路管理課          許認可・用地管理担当課長 奥村</p>	<p>電話</p>	<p>724-1154</p>

議案概要

議案名	第44号議案 町田市と川崎市が重複して路線を認定する道路の管理の協議について
-----	--

【議案提出の目的】

町田都市計画事業鶴川駅南土地区画整理事業において整備する鶴川駅南口駅前広場へ接続するアクセス道路の整備に伴い、町田市と川崎市が重複して路線を認定する道路について、管理の方法を協議する前に、両市議会での議決が必要であるため、議会の議決を求めるものです。

【議案の内容】

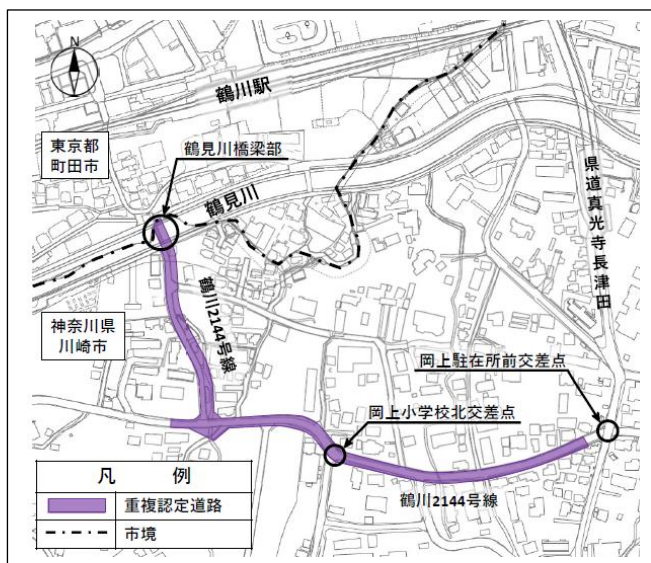
町田市と川崎市の路線が重複する部分に関し、川崎市と協議する道路の管理の方法については、次のとおりです。

○ 対象区域等

- ・ 区間 自 東京都町田市能ヶ谷一丁目90番3先  
至 神奈川県川崎市麻生区岡上三丁目731番1先  
(路線名：町田市道鶴川2144号線)

○ 管理区分 (右図参照)

- ・ 鶴見川橋梁部については、町田市が行います。
- ・ 鶴見川橋梁部を除く道路の維持、修繕及び災害復旧については、鶴川駅南土地区画整理事業に伴い町田市が行う重複認定道路の供用開始翌日から起算して2年が経過する日が属する年度の末日まで町田市が行います。それ以降は、川崎市が行います。ただし、その他の道路法に基づく許認可等の事務手続は、これまでどおり川崎市が行います。



○ 費用負担及び収入

- ・ 管理にかかる費用については、管理区分に基づき管理を行うものが負担します。
- ・ 管理に伴い生じる収入については、町田市が管理する鶴見川橋梁部の道路に関するものは町田市の収入とし、その他の道路の管理に関するものは、川崎市の収入とします。

【議案の法的根拠】

- 道路法第16条第2項 (市道の管理)

【経緯】

- 2020年1月 川崎市と「町田都市計画事業鶴川駅南土地区画整理事業に伴う鶴川駅南口アクセス道路の整備に関する協定」を締結しました。
- 2023年12月 令和5年第5回川崎市議会定例会において、「町田市道路線の認定の承諾」及び「川崎市と町田市が重複して路線を認定する道路の管理の協議」について、議案が可決されました。

問合せ先	道路部 道路政策課長 深澤	電話	724-1120
------	---------------	----	----------

## 議案概要

議案名	第45号議案 包括外部監査契約の締結について		
<b>【議案提出の目的】</b> 2024年度の包括外部監査契約を締結するものです。			
<b>【議案の内容】</b> ○ 町田市では、2007年4月から市政のチェック機能の強化や業務の適正化を図るため、包括外部監査制度を導入しています。市の組織に属さない公認会計士等の外部の専門家が、市の財務に関する事務の執行等のうち必要と認める特定のテーマを選定し、監査を行います。			
<b>【議案の法的根拠】</b> ○ 地方自治法第252条の36第2項			
<b>【契約の概要】</b>			
○ 契約目的	当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告		
○ 契約金額	9,500,000円を上限とする額		
○ 契約相手方	住所 東京都新宿区西新宿七丁目19番14-1106号 氏名 谷川 淳 資格 公認会計士		
○ 契約期間	2024年4月1日から2025年3月31日まで		
<b>【過去の実績】</b>			
年度	包括外部監査人	テーマ	契約金額
2023年度	谷川 淳	市民協働推進及び地域福祉に関する財務事務の執行について	9,500,000円
2022年度		経済観光に関する財務事務の執行について	9,500,000円
2021年度	青山 伸一	指定管理者制度に関する事務の執行について	9,500,000円
問合せ先	政策経営部 経営改革室課長 谷	電話	724-2503

議案概要

議案名	第46号議案 権利の放棄について																				
<p><b>【議案提出の目的】</b> 市が有する未収債権のうち、債務者の破産により請求権を行使できないもの、及び、債務者の死亡により請求権行使に実効性がないものについて、権利の放棄をするものです。</p> <p><b>【議案の内容】</b> ○ 2023年1月から12月までの間に、次の事実が判明した15件の未収債権計1,989,585円について、権利の放棄をするものです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 債務者の破産により債権請求権を行使できないもの</li> </ul>																					
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">債権名</th> <th style="text-align: center;">債権数</th> <th style="text-align: center;">債権額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活保護費返還金</td> <td style="text-align: center;">1件</td> <td style="text-align: right;">65,023円</td> </tr> <tr> <td>生活保護費戻入金</td> <td style="text-align: center;">3件</td> <td style="text-align: right;">230,000円</td> </tr> <tr> <td>国民健康保険療養給付費返還金</td> <td style="text-align: center;">1件</td> <td style="text-align: right;">30,917円</td> </tr> <tr> <td>学童保育クラブ育成料</td> <td style="text-align: center;">1件</td> <td style="text-align: right;">42,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: center;">6件</td> <td style="text-align: right;">367,940円</td> </tr> </tbody> </table>				債権名	債権数	債権額	生活保護費返還金	1件	65,023円	生活保護費戻入金	3件	230,000円	国民健康保険療養給付費返還金	1件	30,917円	学童保育クラブ育成料	1件	42,000円	計	6件	367,940円
債権名	債権数	債権額																			
生活保護費返還金	1件	65,023円																			
生活保護費戻入金	3件	230,000円																			
国民健康保険療養給付費返還金	1件	30,917円																			
学童保育クラブ育成料	1件	42,000円																			
計	6件	367,940円																			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 債務者の死亡により債権請求権行使に実効性がないもの</li> </ul>																					
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">債権名</th> <th style="text-align: center;">債権数</th> <th style="text-align: center;">債権額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活保護費返還金</td> <td style="text-align: center;">4件</td> <td style="text-align: right;">1,262,247円</td> </tr> <tr> <td>生活保護費戻入金</td> <td style="text-align: center;">5件</td> <td style="text-align: right;">359,398円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: center;">9件</td> <td style="text-align: right;">1,621,645円</td> </tr> </tbody> </table>				債権名	債権数	債権額	生活保護費返還金	4件	1,262,247円	生活保護費戻入金	5件	359,398円	計	9件	1,621,645円						
債権名	債権数	債権額																			
生活保護費返還金	4件	1,262,247円																			
生活保護費戻入金	5件	359,398円																			
計	9件	1,621,645円																			
<p><b>【議案の法的根拠】</b> ○ 地方自治法第96条第1項第10号（権利の放棄）</p>																					
問合せ先	財務部 納税課 債権対策担当課長 小山	電話	724-3295																		

議案概要

議案名	第47号議案 町田市表彰条例に基づく一般表彰の同意方について
-----	--------------------------------

【議案提出の目的】

2024年一般表彰の対象者について、議会の同意を求めるものです。

【議案の内容】

- 市民または町田市に関係ある個人若しくは団体で、市政の振興、公共の福祉の増進、文化の向上など多年にわたり尽力し、またはこれらに関する公務に協力し、その業績が顕著な方々を表彰するものです。
- 今回の一般表彰の該当者は、個人95名、団体3組、合計98件です。

<該当者内訳>

	個人	団体	計
企業の振興・発展に尽力	1	/	1
産業経済の振興に尽力	5	/	5
市立学校の児童生徒の健康管理及び保健指導に尽力	13	/	13
民生委員・児童委員・社会福祉委員として地域福祉活動に尽力	9	/	9
手話通訳者として地域福祉活動に尽力	3	/	3
動物愛護の普及・啓発に尽力	1	/	1
消防団員として災害防止活動に尽力	12	/	12
自主防災組織として地域の防災活動に尽力	/	2	2
交通安全協会役員として交通安全活動に尽力	24	/	24
地域自治の振興に尽力	4	/	4
児童福祉の振興に尽力	1	/	1
幼稚園教育の振興に尽力	1	/	1
体育の振興に尽力	1	1	2
文化芸術の振興に尽力	3	/	3
保護司として住民の福祉向上に尽力	3	/	3
明るい選挙推進委員として選挙の啓発活動に尽力	9	/	9
市の公益のために寄附	5	/	5
計	95	3	98

【議案の法的根拠】

- 町田市表彰条例第3条

問合せ先	政策経営部 秘書課長 鈴木	電話	724-2100
------	---------------	----	----------



この冊子は、250部作成し、1部あたりの単価は258円です（職員人件費を含みます）。